

【表紙】

【公表書類】	特定証券情報
【公表日】	2026年 8 月 19 日
【発行者の名称】	株式会社カドー
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 古賀 宣行
【本店の所在の場所】	東京都港区白金台四丁目 2 番 11 号
【電話番号】	03-6455-7610
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 西山 朋文
【担当J-Adviserの名称】	株式会社ジャパンインベストメントアドバイザー
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役 白岩 直人
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都港区赤坂一丁目 8 番 1 号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.jia-ltd.com
【電話番号】	03-6804-6805（代表）
【有価証券の種類】	普通株式
【有価証券の発行価額又は売付け価額の総額】	発行価額の総額 株主割当てによらない特定投資家向け取得勧誘 301, 232, 000円以内 (注) 発行価額の総額は公表日現在における見込額であります。
【取引所金融商品市場等に関する事項】	当社は、当社普通株式を2026年 9 月 25 日にTOKYO PRO Marketへ上場する予定であります。 当社は、上場に際しては「第一部【証券情報】第 1 【特定投資家向け取得勧誘の要項】」に記載の特定投資家向け取得勧誘を行う予定であります。 なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりであります。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社カドー https://cado.com/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、特定証券情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第二部 企業情報 第3 事業の状況 4 【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 特定証券情報を公表した発行者のその公表の時の役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、特定証券情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の33において準用する法第21条第1項第1号及び法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所は、特定証券情報の内容（特定証券情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【証券情報】

第1【特定投資家向け取得勧誘の要項】

1【新規発行株式】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行数	内容
普通株式	112,400株以内 (注) 2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株となっております。

(注) 1. 2026年8月19日開催の取締役会決議によっております。

2. 発行数については当該発行数を上限とし、実際に2026年9月11日から2026年9月15日までを予定する普通株式の申込期間において、申込のあった株式数が発行されます。

3. 当社は2026年7月16日開催の取締役会において、当社の発行する株式を下記振替機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条第2項に規定する振替機関をいう。以下同じ。）にて取扱うことについて同意することを決議しております。

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋兜町7番1号

2【特定投資家向け取得勧誘の方法及び条件】

(1)【特定投資家向け取得勧誘の方法】

2026年9月10日に決定される予定の発行価格にて、特定投資家向け取得勧誘（以下、「本取得勧誘」という。）を行います。なお、本取得勧誘は、日本証券業協会の有価証券の引受け等に関する規則第25条の規定に定めるブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格を決定する方法をいう。）に準拠し、決定する価格で行います。ブックビルディング方式に準拠した発行価格の決定方法の実施に当たってはJ I A証券株式会社をブックランナーに指定し、需要申告の受け入れ等を行う予定であります。

形態	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当による特定投資家向け取得勧誘	—	—	—
株主割当によらない特定投資家向け取得勧誘	112,400	301,232,000	150,616,000
計（総発行株式）	112,400	301,232,000	150,616,000

(注) 上記の各金額は、新規発行に際して当社に払い込まれる発行価格の総額であり、特定証券情報提出時における想定公開価格（2,680円）を基礎として算出した見込額であり、今後変更されることがあります。

(2)【特定投資家向け取得勧誘の条件】

発行価格 (円)	発行価額 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位 (株)	申込期間	払込期日
未定 (注) 2	未定 (注) 3	未定 (注) 4	100	自2026年9月11日 至2026年9月15日	2026年9月18日

(注) 1. 上記の各金額の意味は、以下のとおりであります。

「発行価格」：本取得勧誘に対する申込みの際に投資家が当社に対して支払う1株当たりの金額

「発行価額」：会社法上の1株当たりの払込金額

「資本組入額」：1株当たりの増加する資本金の額

2. 発行価格は、ブックビルディング方式に準拠して決定いたします。

発行価格は、2026年9月3日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスクその他を総合的に勘案した上で、2026年9月10日に決定する予定であります。また、当該条件は、当社の

事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場企業との比較、価格算定能力が高いと推定される特定投資家等の意見その他の総合的に勘案して決定する予定であります。

3. 発行価額は、2026年9月3日開催の取締役会において決定する予定であります。なお、発行価格が会社法上の払込金額である発行価額を下回る場合は、本取得勧誘を中止いたします。
4. 資本組入額について、当社は、2026年9月3日開催の取締役会において、2026年9月10日に決定される予定の発行価格を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とするを決議しております。
5. 申込みに先立ち、2026年9月4日から2026年9月8日までの間でブックランナーであるJ I A証券株式会社に対して、仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。取得勧誘に当たりましては、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家向けに取得勧誘が行われることがあります。なお、発行数の上限を上回る応募があった場合にはブックランナーであるJ I A証券株式会社の定める配分の基本方針及び社内規則等に準拠し、配分を行う方針であります。配分の基本方針については同社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。
6. 本取得勧誘の申込みは申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みに係る書類を提出することとし、2026年9月18日までに申込株数に基づく払込金額を後記払込取扱場所に記載の当社指定の銀行口座へお振込みいただきます。
7. 株式受渡期日は、2026年9月25日（以下「上場日」という。）の予定であります。本取得勧誘に係る株式は、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。

（3）【申込取扱場所】

申込取扱場所	所在地
株式会社カドー	東京都港区白金台四丁目2番11号

（4）【払込取扱場所】

店名	所在地
りそな銀行 赤坂支店	東京都港区赤坂二丁目5番8号

3 【株式の引受け】

本取得勧誘において、株式の引受けは実施いたしません。

4 【新規発行新株予約権証券】

（1）【特定投資家向け取得勧誘の条件】

該当事項はありません。

（2）【新株予約権の内容等】

該当事項はありません。

（3）【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

5【新規発行預託証券及び新規発行有価証券信託受益証券】

(1)【特定投資家向け取得勧誘の条件】

該当事項はありません。

(2)【新規発行預託証券及び新規発行有価証券信託受益証券の内容等】

該当事項はありません。

(3)【新規発行預託証券及び新規発行有価証券信託受益証券の引受け】

該当事項はありません。

6【新規発行等の理由及び新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行等による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
301,232,000	22,000,000円	279,232,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、新規発行に際して当社に払い込まれる発行価格の総額であり、特定証券情報提出時における想定公開価格（2,680円）を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。
3. 株式の引受けは実施しないことから引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2)【新規発行等の理由及び手取金の使途】

新規発行等の手取金である差引手取概算額279,232千円は、当社グループの成長に資する支出及び投資に充当する予定であります。

手取金の使途と支払予定の時期につきましては、下記のとおりであります。

(単位：千円)

項目	予定金額	支払予定	
		2026年12月期	2027年12月期
マーケティング費用	180,000	90,000	90,000
金型投資	97,000	—	97,000
運転資金	2,232	2,232	—

(注) 上記費用につきましては、現時点において充当期が決定していないため、実際の充当期までは安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

第2【特定投資家向け売付け勧誘等の要項】

1【売付け有価証券】

(1)【売付け株式】

該当事項はありません。

(2)【売付け新株予約権証券】

該当事項はありません。

(3)【売付け預託証券及び売付け有価証券信託受益証券】

該当事項はありません。

2【売付けの条件】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

該当事項はありません。

2【株券又は新株予約権証券の継続所有】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

該当事項はありません。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の株主の状況】

該当事項はありません。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

1. TOKYO PRO Marketへの上場について

当社は、前記「第1【特定投資家向け取得勧誘の要項】」における当社普通株式について、株式会社ジャパンインベストメントアドバイザーを担当J-Adviserに指定し、2026年9月25日にTOKYO PRO Marketへの上場を予定しております。

2. ロックアップについて

該当事項はありません。

第二部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第13期	第14期	第15期	第16期 中間期
決算年月	2023年12月	2024年12月	2025年12月	2026年 6 月
売上高 (千円)	—	2, 244, 266	2, 917, 665	1, 123, 460
経常利益 (千円)	—	125, 719	272, 470	3, 530
親会社株主に帰属する当期(中間)純利益 (千円)	—	141, 331	227, 602	5, 080
包括利益又は中間包括利益 (千円)	—	143, 748	227, 957	6, 439
純資産額 (千円)	—	573, 568	801, 525	807, 964
総資産額 (千円)	—	1, 556, 100	2, 177, 828	1, 796, 854
1 株当たり純資産額 (円)	—	371. 60	519. 28	523. 46
1 株当たり当期(中間)純利益 (円)	—	91. 68	147. 46	3. 29
潜在株式調整後 1 株当たり当期(中間)純利益 (円)	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	—	36. 9	36. 8	45. 0
自己資本利益率 (%)	—	28. 7	33. 1	0. 6
株価収益率 (倍)	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	299, 497	△148, 962	169, 550
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	△45, 323	△50, 791	△43, 151
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	△47, 132	407, 298	△157, 835
現金及び現金同等物の期末(中間期末)残高 (千円)	—	508, 641	714, 855	685, 027
従業員数 (人)	—	22	22	22
(外、平均臨時雇用者数)		(3)	(3)	(3)

- (注) 1. 第13期は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 当社は、2026年7月16日開催の取締役会決議により、2026年8月7日付で普通株式1株につき40株の割合で株式分割を実施しております。1株当たり純資産額及び1株当たり当期(中間)純利益については、第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、当該株式分割後の発行済株式総数により算定しております。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期(中間)純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
4. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
5. 従業員数は、就業人員であり、従業員数欄の(外書)は、臨時雇用者(人材会社からの派遣社員を含む。)の最近1年間の平均雇用人員であります。
6. 「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、第15期の連結財務諸表について誠栄有限責任監査法人の監査を受けておりますが、第14期の連結財務諸表については、当該監査を受けておりません。
7. 「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、第16期中間期の中間連結財務諸表については、誠栄有限責任監査法人の期中レビューを受けております。

(2) 発行者の経営指標等

回次	第13期	第14期	第15期	第16期 中間期
決算年月	2023年12月	2024年12月	2025年12月	2026年 6 月
1 株当たり配当額 (円)	—	—	—	—
(うち 1 株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)
配当性向 (%)	—	—	—	—

2 【沿革】

年月	事項
2011年 6 月	東京都港区新橋に健康、環境、安全に配慮した商品の企画、開発、製造、販売及び輸出入を目的として㈱エクレア（現当社）を設立（資本金3,000千円）
2011年 7 月	商業デザイン、工業デザインの企画、制作、販売を目的として㈱カドー（旧㈱カドー）を設立
2012年 5 月	東京都千代田区二番町に本社を移転
2012年12月	空気清浄機販売開始
2013年 8 月	水素水生成スティック「ヴァルナゲン」販売開始
2013年11月	加湿器販売開始
2014年 4 月	香港に連結子会社ECLAIR INTERNATIONAL HONG KONG LIMITED（現cado International Hong Kong Limited）を設立
2014年 7 月	株式交換により、㈱カドー（旧㈱カドー）を完全子会社化
2014年 8 月	㈱カドー（新㈱カドー、現当社）に社名変更するとともに、連結子会社㈱カドー（旧㈱カドー）は㈱カドーデザインに社名変更
2015年 3 月	東京都港区白金台に本社を移転
2016年 6 月	除湿機販売開始
2017年11月	連結子会社㈱カドーデザインはアエテ㈱に社名変更
2018年 4 月	美容家電を製造・販売する目的で、韓国SKグループのSK Networks Co.,Ltd.との合併により東京都港区に連結子会社㈱カドークオーラを設立
2018年12月	連結子会社㈱カドークオーラより「カドークオーラヘアドライヤー」販売開始
2019年11月	ヒーター販売開始
2020年 2 月	アロマディフューザー及びオリジナルアロマオイル販売開始
2020年 8 月	除菌脱臭機「SAP」販売開始
2021年 2 月	カドークオーラブランドのヘアアイロン「BI-G1」をビューティガレッジ社と共同開発・販売
2021年 6 月	空間除菌ができるサーキュレーター「STREAM1800」を販売開始
2021年12月	連結子会社㈱カドークオーラを吸収合併
2022年10月	カドーヘアドライヤー「baton」販売開始
2023年12月	ふとん乾燥機カドー「FOEHN」販売開始
2024年12月	マットレスギア「FOEHN GRASS」販売開始
2025年11月	オートクリーン加湿器「STEM500H」販売開始
2026年 1 月	連結子会社アエテ㈱を吸収合併

3【事業の内容】

当社グループは、当社及び連結子会社1社（cado International Hong Kong Limited）により構成され、空気清浄機や加湿器、美容機器、除菌消臭器、ふとん乾燥機を主力とする睡眠・健康関連商品といった健康や空気をテーマとした家電商品等の企画開発、仕入及び販売を行うファブレスメーカー（自社工場を保有せず、外部の製造工場に商品の生産を委託）であります。

当社グループは、「技術と美で、暮らしに新たな価値と感動を届ける」を経営理念に掲げ、確かな技術力と、それを活かした美しいかたち、この2つを掛け合わせて生まれた商品で使う人の暮らしに新たな価値と感動を届けることを「cado事業」と定義し、私たちの存在意義を体現する自社ブランド「cado」を展開しております。具体的には、当社が「cado」ブランド商品の企画開発、仕入及び販売を行い、連結子会社であるcado International Hong Kong Limitedが海外製造委託先への発注業務代行を担っております。

プロダクトライフサイクルが短期化し、消費者のニーズの多様化が進む現代において、より良いプロダクトをより早く、消費者にお届けすることが我々の使命であり、企画から販売・アフターサービスに至る商品化プロセスをスピーディに遂行することで、その実現を図っております。

(1) 売上構成

当社は、「cado事業」の単一セグメントであります。売上高の構成として、展開の歴史順に①空気清浄機、②加湿器、③美容機器、④除菌消臭器、⑤ふとん乾燥機を主力とする睡眠・健康関連商品、⑥その他に区分しております。

それぞれの内容は以下のとおりであります。

①空気清浄機

PM2.5（※1）やヘイズ（※2）等の大気汚染問題が世界で広がりを見せる中、その社会的課題を解決するためのソリューションとして空気清浄機の企画・販売を開始いたしました。2020年からの新型コロナウイルスの流行下において、社会的にも脚光を浴びる商品となりました。

空気清浄機の性能は、早く大量に室内にクリーンな空気を循環させる風量と、その空気を浄化するフィルター性能が重要となります。当社の空気清浄機は、独自のツインプーストファンと光触媒（※3）によるセルフクリーニングにより長期間使用可能な高性能3層フィルター（フォトクレアシステム）を採用し、タバコやホコリ、花粉等を迅速に集塵するとともに、ウイルスやカビ、細菌を分解除去することを可能とした点に技術的特徴があります。

また、洗練されたフォルムにより、iF デザインアワード（※4）を5年連続で受賞するなど、技術だけでなくデザインの面からもこだわりを持った商品づくりを実現しております。

さらに、一部の機種においては、「cado sync アプリ」をインストールしたデバイスとWi-Fi経由で連携し、外出先から室内の空気の状態確認やリモート操作を可能としております。

空気清浄機的设计・製造については、中国における協力会社に委託しており、当社が日本国内及び海外に向けて販売しております。



（空気清浄機）

②加湿器

健康志向が高まる中、インフルエンザや風邪のみならず新型コロナウイルスに対しても、その対策は必要との課題認識のもと、乾燥を防ぐ一つのソリューションとして加湿器の企画・販売を行っております。

当社の加湿器は、独自開発の抗菌プレートを用い、タンク内の水だけでなく空気中のウイルスや細菌の増殖を抑制する点に特徴があります。

また、単に見た目が美しいだけでなく、吹き出し口の高さを一般的な家屋に合わせ部屋全体に加湿効果を行き渡らせるようデザインされており、ユーザビリティを追求しております。

一部の機種においては、空気清浄機同様「cado sync アプリ」をインストールしたデバイスとWi-Fi経由で連携し、外出先から室内の湿度の状態確認やリモート操作を可能としております。

2025年11月には当社史上初の加熱除菌できるオートクリーン加湿器であるSTEM500Hを発売いたしました。このモデルは超音波式と加熱式を融合した独自のハイブリッド加湿テクノロジー「クリーンヒート」（特許出願済）を搭載し、清潔で1シーズンお手入れ不要となっております。また、他社の加熱式の加湿器と比べて電気代を約1/6に抑えた超省エネ設計の商品となっております。

加湿器の設計・製造については、中国における協力会社に委託しており、当社が日本国内及び海外に向けて販売しております。



(加湿器)

③美容機器

当社のヘアドライヤーは、ノズルのない独特なフォルムのコンパクトで約400gの軽量なヘアドライヤーと独自のスティック形状の「baton」型のヘアドライヤーの2機種があり、風質、風量、風温の3つにこだわった商品となっております。

また、当社のヘアアイロンは、株式会社ビューティガレージとの共同開発により、縮毛矯正のスペシャリストである美容師の意見を反映し、髪の手元まで施術するために施術部とプレートをほとんど同サイズに設計するなど、徹底的に“プロの道具”を目指した商品となっております。

美容機器の設計・製造については、日本企業を通じて中国における協力会社に委託しており、当社が日本国内及び海外に向けて販売しております。



(ヘアドライヤー・ヘアアイロン)

④除菌消臭器

空気清浄機、加湿器、美容機器の他、新型コロナウイルスの流行に伴い、除菌性能が脚光を浴びる中、人体に安全な低濃度オゾン（※５）を用いた除菌脱臭機及び除菌サーキュレーターの企画・販売を行っております。

除菌脱臭機及び除菌サーキュレーター的设计・製造については、日本企業を通じて中国における協力会社に委託しており、当社が日本国内及び海外に向けて販売しております。



（除菌脱臭機）

（除菌サーキュレーター）

⑤ふとん乾燥機を主力とする睡眠・健康関連商品

睡眠・健康関連商品の主力商品として、当社は世界最小級でありながらパワフルなワンタッチふとん乾燥機「FOEHN」の企画・販売を行っております。このスティック型ふとん乾燥機をふとんに挿し込み動作させることにより、独自の低濃度オゾン（※５）触媒により除菌・消臭された快眠環境をつくることが可能な商品となっております。

ふとん乾燥機的设计・製造については、日本企業を通じて中国における協力会社に委託しており、当社が日本国内及び海外に向けて販売しております。



（ふとん乾燥機）

⑥その他

除湿機の企画・販売を行っております。また、加湿器等の経験・知識を活かして、アロマ関連商品の企画・販売を行っております。アロマオイルを噴霧するための業務用及び一般向けのアロマディフューザーに加え、カードオリジナルにて調合したアロマリキッドも企画・販売しております。

除湿機的设计・製造については、中国における協力会社に委託しており、当社が日本国内に向けて販売しております。アロマディフューザー、アロマオイルについては、ともに主として日本国内のOEM（※６）先に製造を委託しており、当社が日本国内に向けて販売しております。



(除湿機)

(アロマディフューザー及びオリジナルアロマリキッド)

- (※1) PM2.5とは、大気中に浮遊する粒の大きさが $2.5\mu\text{m}$ 以下の微小粒子状物質のことを指します。物の燃焼などによって直接排出されるもの（一次生成）と、環境大気中での化学反応により生成されたもの（二次生成）とがあります。
- (※2) ヘイズとは、インドネシアのスマトラ島やカリマンタン島の焼畑農業や山火事の煙や排気ガスなどによって発生する微粒子が原因となって起こる大気汚染のことを指します。
- (※3) 光触媒とは、紫外線等の光が当たるとその表面に強力な酸化力が生まれ接触してくる有機化合物や細菌などの有害物質を分解除去する環境浄化物質のことを指します。
- (※4) iF デザインアワードとは、70年以上にわたり国際的に権威のあるデザインアワードの一つであり、iF ロゴは優れたデザインの証として広く認知されています。ドイツ・ハノーファーを拠点とする、デザイン振興のための国際的な組織インダストリー・フォーラム・デザイン・ハノーファー（iF）が1953年から主催し、毎年全世界の工業製品等を対象に優れたデザインを選定しております。
- (※5) 低濃度オゾンとは、人体に無害とされる低濃度のオゾンガスを指し、当社の商品においては、日本空気清浄協会が定める室内での許容濃度平均値 0.05ppm 以下のオゾンガスを用いております。
- (※6) OEMとは、Original Equipment Manufacturingの略語で、製造メーカーが他社ブランドの製品を作ること、若しくは、その企業を指します。

(2) 販売チャネル

現状の当社グループの主な販売チャネルは以下のとおりであります。なお、現状、海外では卸売のみとなっております。

販売区分	販売チャネル	主な特徴
卸売	家電量販店	家電量販店に当社商品のコーナーを設け、店舗スタッフが当社商品を販売いたします。 当社商品の使い方等に関する教育・研修を受けた店舗スタッフが当社商品を販売することにより、当社スタッフと同じレベルで顧客に当社商品の特徴を伝えることが可能となっております。
	代理店	家電量販店や百貨店、インテリア・雑貨ショップ等の取引先を多く持つ代理店への販売であります。販売先の代理店が商品を卸す各店舗において、当社商品がエンドユーザーに販売されることになります。
	オンラインショップ	オンラインサイトにて商品を販売している販売店への販売であります。販売店が各サイトを通じて当社商品をエンドユーザーに販売されております。
小売	エンドユーザーへの直販	当社がホームページにて運営するオンラインストア及びモール型のECサイトにおける通信販売であります。 ECサイト送客のためのマーケティング戦略として、SNS広告や販促キャンペーンの活用といったwebマーケティングに加え、クラウドファンディングへの出品を通じたテストマーケティングを活用しております。

(3) 商品化プロセス

当社グループは、家電商品等の企画開発、仕入及び販売を行うファブレスメーカー（自社工場を保有せず、外部の製造工場に商品の生産を委託）であります。企画、デザイン、試作、金型手配、量産決定、検査等の商品化までのプロセスを明確に定義し、進捗状況をグループ内で可視化することにより、開発遅延や納期遅れを防止しております。

当該プロセスでは、商品化までの各フェーズで技術・デザイン・品質・コスト・納期などの観点から関係部署（必要に応じて製造委託先も含みます）による確認・評価を実施しており、効率的かつ信頼性の高い商品開発体制を確立しております。加えて、社内では職種や部門を超えて商品アイデアの提案が活発に行われており、アイデアが生まれた段階で商品プレスト会議などを通じて即座に共有・検討される仕組みを構築しております。これにより、技術とデザインの融合が企画初期段階から進み、商品化プロセス全体に一貫性を持たせることが可能となっております。

また、量産化後の商品の発注に関しては、当社子会社であるcado International Hong Kong Limitedに代行委託しておりますが、同社は中国を中心とする製造委託先と緊密に情報連携し、あらかじめ当社営業部門が予測した全商品の売上見込みをベースに、発注、通関、在庫等の状況を勘案して先々の発注数量を決定しております。発注は各商品の製造委託先での生産リードタイムを考慮したタイミングで数量を決定し、適正在庫になるように努めております。

(4) サポート体制

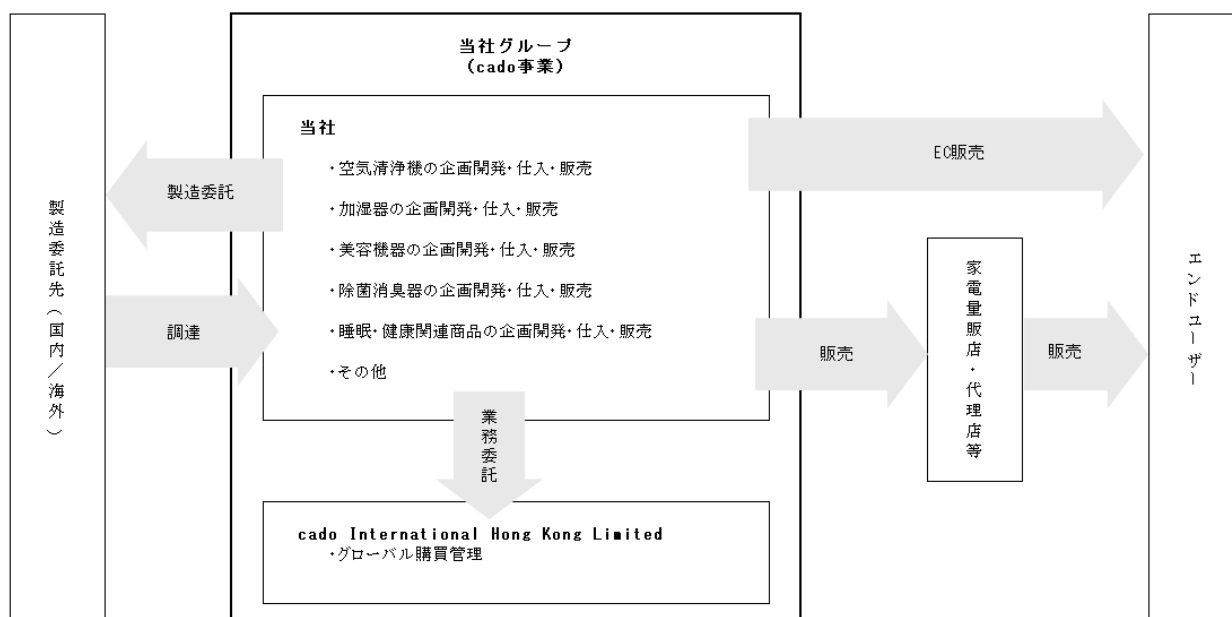
「cado」ブランド商品の販売後のサポート内容としては、当社カスタマーサポート部門による無償修理体制及び有償修理体制を構築しております。

商品保証書裏面の修理規定に従い、無償修理の要件を満たす場合には、当社指定の修理対応業者にて修理（若しくは交換）を実施しております。保証期間は原則として1年としておりますが、当社がホームページにて運営するオンラインストアでの購入の場合は2年保証としております。

有償修理については、修理（若しくは交換）代金の見積及び修理代金の支払先をお客様に通知し、入金確認後に、当社指定の修理業者にて修理（若しくは交換）を実施しております。

[事業系統図]

当社グループの事業系統図は、次のとおりであります。



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) アエテ株式会社 (注)	東京都港区	3,000千円	商業デザイン・工業デザインの企画、制作、販売、請負及び管理	100.0	当社商品のデザイン委託等 役員の兼任1名
cado International Hong Kong Limited	香港	500千HK\$	製造管理及び購買管理	100.0	当社商品の製造委託先への 発注業務等の委託 役員の兼任2名

(注) アエテ株式会社は2026年1月1日付で当社を存続会社とする吸収合併により消滅しております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2026年7月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
cado事業	24(3)
合計	24(3)

- (注) 1. 従業員数は、就業人員であります。
2. 従業員数欄の(外書)は、臨時雇用者(人材会社からの派遣社員を含む。)の最近1年間の平均雇用人員であります。
3. 当社グループは、cado事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 発行者の状況

2026年7月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
23(3)	43.6	3.1	6,244,073

- (注) 1. 従業員数は、就業人員であります。
2. 従業員数欄の(外書)は、臨時雇用者(人材会社からの派遣社員を含む。)の最近1年間の平均雇用人員であります。
3. 平均年齢、平均勤続年数及び平均年間給与は正社員のみで算出しております。
4. 当社は、cado事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループの労働組合は組織されておきませんが、労使関係は良好であります。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

第15期連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

当連結会計年度における国内の景気は緩やかに回復しているものの、先行きについては、米国の大統領による施策の影響による世界情勢の変化や中国経済の先行き懸念等、海外景気の下振れが国内景気を下押しするリスクとなっております。また、継続的な物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある状況が続いております。

このような事業環境において、当社グループは事業計画に基づき、高付加価値商品であるふとん乾燥機（FOEHN）や新商品のオートクリーン加湿器（STEM500H）を中心に販売を推し進め、自社ECやモール型ECなどの売上を大きく伸ばさせるなどによって販売を拡大しました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高2,917,665千円（前年同期比30.0%増）、営業利益221,848千円（同55.9%増）、経常利益272,470千円（同116.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益227,602千円（同61.0%増）となりました。

なお、当社グループはcado事業の単一セグメントであるためセグメント別の記載は省略しております。

第16期中間連結会計期間（自 2026年1月1日 至 2026年6月30日）

当中間連結会計期間における国内の景気は雇用・所得環境の改善を背景に個人消費が持ち直し、緩やかな回復基調が続きましたが、急激な円安の進行に伴う物価上昇や海外経済の減速懸念、中東情勢の不確実性による石油関連製品の供給不足や値上げなど、先行きには引き続き注意が必要な状況となっております。

このような事業環境において、当社グループは事業計画に基づき、高付加価値商品であるふとん乾燥機（FOEHN）やオートクリーン加湿器（STEM500H）などを中心に販売を推し進め、自社ECやモール型ECなどの売上を伸ばさせたことなどによって販売を拡大しました。

この結果、当中間連結会計期間の業績につきましては、売上高は1,123,460千円、営業利益は15,664千円、経常利益は3,530千円、親会社株主に帰属する中間純利益は5,080千円となりました。

なお、当社グループはcado事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) キャッシュ・フロー

第15期連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は714,855千円となり、前連結会計年度末と比べて206,213千円増加しました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは148,962千円の支出（前年同期は299,497千円の収入）となりました。

これは主に税金等調整前当期純利益の計上254,186千円、減価償却費35,488千円、未払金の増加42,463千円等の資金の増加の一方、売上増加に伴う売上債権の増加121,195千円に加え、新機種商品の翌期以降の販売を見据えた棚卸資産の増加285,949千円、買掛金の減少68,606千円、法人税の支払額53,041千円等の資金の減少があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは50,791千円の支出（前年同期は45,323千円の支出）となりました。

これは主に有形固定資産の新規取得による支出47,725千円があったこと等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは407,298千円の収入（前年同期は47,132千円の支出）となりました。

これは短期借入金の返済による支出607,500千円、長期借入金の返済による支出91,588千円のうち、短期借入れによる収入926,386千円、長期借入れによる収入180,000千円があったことによるものであります。

第16期中間連結会計期間（自 2026年1月1日 至 2026年6月30日）

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、685,027千円となり前連結会計年度末と比べて29,827千円減少しました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは169,550千円の収入となりました。

これは主に買掛金の減少176,142千円、未払金の減少65,625千円等の資金の減少の一方、税金等調整前中間純利益の計上3,530千円、減価償却費15,648千円の計上に加え、売上債権の減少350,557千円、棚卸資産の減少30,550千円等の資金の増加があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは43,151千円の支出となりました。

これは主に有形固定資産の新規取得による支出41,542千円があったこと等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは157,835千円の支出となりました。

これは主に短期借入れによる収入695,630千円の一方、短期借入金の返済による支出872,500千円等があったことによるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

当社グループは、cado事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しておりますが、品目別に示すと次のとおりであります。

(1) 生産実績

当社グループは、家電商品等の企画開発、仕入及び販売を行うファブレスメーカーであり、生産活動を行っていないため、該当事項はありません。

(2) 仕入実績

第15期連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

当連結会計年度の仕入実績を品目別に示すと、次のとおりであります。

品目	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)	
	金額（千円）	前年同期比（％）
空気清浄機	61,805	123.1
加湿器	527,101	198.1
美容機器	16,267	49.6
除菌消臭器	217,402	77.2
睡眠・健康関連商品	807,551	190.3
その他	67,095	45.7
合計	1,697,224	141.2

第16期中間連結会計期間（自 2026年1月1日 至 2026年6月30日）

当中間連結会計期間の仕入実績を品目別に示すと、次のとおりであります。

品目	当中間連結会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)
	金額（千円）
空気清浄機	47,194
加湿器	54,410
美容機器	3,992
除菌消臭器	219,025
睡眠・健康関連商品	150,679
その他	61,021
合計	536,322

(3) 受注実績

当社グループ（当社及び連結子会社）の事業は、受注から販売までの所要日数が短く常に受注残高は僅少であります。したがって、期中の受注高と販売実績とがほぼ対応するため、記載を省略しております。

(4) 販売実績

第15期連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

当連結会計年度の販売実績を品目別に示すと、次のとおりであります。

品目	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)	
	金額（千円）	前年同期比（％）
空気清浄機	160,932	111.7
加湿器	838,110	212.6
美容機器	45,940	44.4
除菌消臭器	370,015	119.1
睡眠・健康関連商品	1,341,154	135.6
その他	161,511	53.3
合計	2,917,665	130.0

(注) 主要な販売先については、総販売実績に対する割合が100分の10以上に該当する相手先がないため、記載を省略しております。

第16期中間連結会計期間（自 2026年1月1日 至 2026年6月30日）

当中間連結会計期間の販売実績を品目別に示すと、次のとおりであります。

品目	当中間連結会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)
	金額（千円）
空気清浄機	71,648
加湿器	281,026
美容機器	16,393
除菌消臭器	202,918
睡眠・健康関連商品	501,508
その他	49,966
合計	1,123,460

(注) 主要な販売先については、総販売実績に対する割合が100分の10以上に該当する相手先がないため、記載を省略しております。

3【対処すべき課題】

当社グループは、以下の事項を主要な課題として認識し、事業展開を図る方針であります。

①ユーザビリティの追求

「cado事業」では、一般消費者が使用する商品を提供しているため、単にデザインや機能性を追求するだけでなく、消費者のニーズに合った商品を開発していくことが、何よりも重要な課題であると認識しております。

従いまして、消費者の環境意識や利用シーン、季節・時期との適合性といった要素を兼ね備えた商品の企画・デザイン力の強化とともに、市場調査や情報収集にもさらに力を入れ、お客様の求めるものを継続的に追求し、商品開発力を強化していく方針であります。

②マーチャンダイジングの強化

ユーザビリティを追求した商品企画・開発に加え、顧客の求める商品を、いつ、どこで、いくらで、どれくらいの数量で、仕入れ・販売するのかを判断するマーチャンダイジング機能の強化も非常に重要であると認識しております。

従いまして、当社グループにおきましては、人員の確保・育成に努め、マーチャンダイジング機能の精度向上を進めるとともに、当社グループ内外の組織・機関との連携を強め、情報収集の強化と情報交換の徹底にも努めてまいります。

③オムニチャネル化の推進

当社グループは、急速に進化するITを活用することでお客様との距離を縮め、お客様とのあらゆる接点にて同様にシームレスに商品を販売できるオムニチャネルを軸としたタイムリーかつ効果的なプロモーション活動に取り組んでおります。また、「顧客情報（お客様の嗜好や価値観）」と「商品特性（その商品が選ばれる判断基準や価値観）」とを掛け合わせるにより、お客様一人ひとりに合った商品・サービスを提供できるよう努めてまいります。また、プロモーションに伴って発生する宣伝広告費についても、費用対効果に係る分析を徹底してまいります。

④品質管理体制の強化

当社グループの販売する商品は、一般消費者向けの商品であるため、品質管理の徹底に努めることが、顧客満足度の向上・購買層の拡大に直結することから、当社グループの成長に不可欠な課題と認識しております。当社グループといたしましては、より良い品質管理手法の構築や協力工場及び担当部門の能力向上策を検討していく方針であります。

⑤優秀な人材の確保、育成

当社グループでは、迅速な意思決定に必要な体制を整備し、商品化プロセスの可視化や製造外注先・修理対応先等外部リソースの活用に取り組むことで小規模な組織体制による効率的運営を実現しておりますが、継続的な成長の原資である人材は、当社グループにとって最も重要な経営資源と認識しております。当社グループの商品開発力やその他業務の遂行能力を維持し、継続的に発展、強化していくために、優秀な社員を継続的に雇用し、その成長機会を提供し、事業規模を拡大させる人材を確保、育成する必要があります。また、人的基盤を強化するために、教育・育成、研修制度及び人事評価制度の充実等の各種施策を進める方針であります。

⑥コンプライアンス体制の強化

当社グループのブランドを確立し、その信頼を高めて様々なビジネスの展開を実現していく上でコンプライアンスへの対応は不可欠なものと認識しております。お客様や社会からの信頼性向上のため、今後もコンプライアンス体制の強化を図っていく方針であります。

4【事業等のリスク】

本特定証券情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。なお、文中における将来に関する事項は、本特定証券情報公表日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 競合について

(発生可能性：中、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大)

当社グループが属する空気清浄機業界・加湿器業界・美容機器業界等において、資本力があり、営業基盤が強く、かつ、知名度を有する会社が、当社グループと類似するコンセプトを掲げ、当社グループのターゲット顧客層への販売を強化してきた場合、競争が激化し、価格が下落するなどして、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 新商品の企画開発

(発生可能性：中、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大)

当社グループの新商品の商品化プロセスにおいて、商品の仕様や形状等の開発が想定されたとおりに進まず、商品化スケジュールが遅延することによって、発売日が遅れ、販売の機会損失が発生し、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 在庫管理

(発生可能性：中、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大)

当社グループの商品は、在庫管理と販売予測計画を立てた上でそれに見合った製造委託先への発注を行っておりますが、市場環境や気候などによって、計画通りに販売することができずに余剰在庫若しくは在庫不足が発生し、処分のための費用や売り逃しが発生することによって、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 物流に関するリスク

(発生可能性：中、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大)

当社グループは、配送業者や倉庫業者の人員不足、労働環境の変化、急激な受注増、自然災害、システム障害等により、商品の輸送又は保管に支障が生じ、納品時期が遅延した場合には、販売機会の損失、顧客満足度の低下、追加的な物流コストの発生等を通じて、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 為替相場の変動について

(発生可能性：中、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大)

当社グループは、主要商品の多くを海外の製造委託先で生産し、輸入しております。海外製造委託先との外貨建取引に関しては為替相場の変動の影響を受けることとなります。為替相場の変動リスクに対して、当社グループでは、隔週で開催する製販会議を通じて、為替相場の変動状況を加味した仕入価格や販売価格を決定する等の対応を図っております。しかしながら、当社グループの想定を超え為替相場が急激かつ大幅に変動した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 知的財産権について

(発生可能性：中、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大)

当社グループは、独自開発した技術等について、国内外において、特許権、商標権及び意匠権その他の知的財産権を取得することにより、若しくは他社と契約を締結することにより、その保護に努めております。

しかしながら、特許出願等に対し権利が付与されない場合や、第三者からの無効請求等がなされる場合等により、十分な権利保護が受けられない可能性があります。加えて、当社グループ保有の知的財産権を第三者が不正に使用する等、当社グループが保有する知的財産権が競争上の優位性をもたらさない、又はその知的財産権を有効に行使できない可能性があります。また、第三者により知的財産権の侵害を主張され、その解決のために多額の費用を費やす可能性があり、さらには、第三者による侵害の主張が認められた場合に多額の対価の支払い、当該技術の使用差し止めなどの損害が発生する可能性があります。

以上のような知的財産権に関する問題が発生した場合、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 製造物責任や訴訟等に関するリスク

(発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大)

万が一、当社グループの商品及びサービスに重大な欠陥が発生した場合、その欠陥に起因して損害賠償責任を負い、多大な対策費用が発生し、当社グループの信用やブランドイメージの低下などにより、業績や財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、本特定証券情報公表日現在において、当社グループに重大な影響を及ぼす訴訟等は提起されておりませんが、顧客、取引先及びその他第三者との間で予期せぬトラブルが生じた場合、当社グループの役職員の法令違反の有無にかかわらず、訴訟等に発展する可能性があります。かかる訴訟の内容及び結果によっては、訴訟対応費用の発生や社会的信用の失墜を招く可能性があり、当社グループに対する否定的な風評等が拡大した場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 品質管理について

(発生可能性：中、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大)

当社グループの商品については、商品化を行う前の量産試作の段階での入念なテストや出荷前検査の実施により、品質の維持管理に努めておりますが、万一、当社グループの商品に不具合が発生した場合には、協力工場における修正対応に時間がかかり、その間、商品の供給が一時的にストップし、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

また、当社グループは、商品の製造を外部で行っており、製造元に対する厳正な管理体制を整備し、品質管理についても万全を期しておりますが、事前の予想の範囲を超えた品質事故や何らかの法的違反が発生した場合には、当社グループの商品の安全性に係る風評の発生、信用の失墜等、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 法令・規制の変化

(発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社グループは、空気清浄機や加湿器、美容機器、除菌消臭器、ふとん乾燥機を主力とする睡眠・健康関連商品等の小売及び卸売事業を行っておりますが、当該事業は、その製造、品質管理、表示・広告、販売において、「電気用品安全法」、「特定商取引に関する法律」、「不当景品類及び不当表示防止法」(景品表示法)、「製造物責任法」(PL法)、「消費者契約法」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」等による法的規制を受けております。

当社グループでは、当該事業を取り巻く関連法規の管理体制の構築等により法令・規制を遵守する体制を整備しておりますが、これらのチェック体制が十分に機能せず、法令違反が発生した場合や新たな法令の制定・法令の改正等が行われた場合、当社グループの事業活動が制約を受け、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 人材の確保について

(発生可能性：中、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社グループは、自社で商品を企画開発し、差別化された商品を、ある一定の感度を持つ顧客層に働きかけていく販売戦略を採っております。そのためには、ブランドイメージを保ったまま新商品を企画開発していくことが必要となりますが、今後、当社グループが必要とする企画開発力のある人材を計画通り、必要な時期に確保することができなかった場合は、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(11) 情報セキュリティ及び個人情報保護に関するリスク

(発生可能性：中、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社グループは、顧客、取引先、従業員等の個人情報や機密情報等を保有しております。個人情報保護を適切に行っている企業の証である「プライバシーマーク」の認証を取得し、情報管理に細心の注意を払い情報セキュリティ体制を構築・運用しております。しかしながら、万一、情報が流出した場合は、信用低下や対策のための費用負担が生じることにより、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。また、受発注等の業務管理や会計処理等はシステムによる業務処理を実施しており、不測の事態により重要データの改ざん、漏えい、破壊やシステム停止等が生じた場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 季節変動の影響について

(発生可能性：中、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社グループの主力商品である空気清浄機及び加湿器は、冬から春にかけて売上が増加する傾向にあり、夏期を含む第2四半期及び第3四半期は売上が減少する傾向にあります。当社グループでは、引き続き第2四半期及び第3四半期においても売上を確保すべく季節変動の影響が少ない美容機器や除菌脱臭機等の販売に努力してまいりますが、特定の四半期の業績のみによって通期の業績見通しを判断することは困難な可能性があります。

(13) 広告宣伝に関するリスク

(発生可能性：中、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社グループが行うインターネット広告等の広告宣伝活動は、収益に及ぼす効果が大きく、また、近年の当社グループの業績規模の拡大、特にECサイトを介したエンドユーザーへの直接販売拡大に伴ってその費用も増加しております。そのため効果を追求して実施しておりますが、広告宣伝活動によって見込まれる効果が得られない場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 海外の取引先について

(発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社グループは、国内及び海外の新規の協力工場の発掘に努め、国内及び中国の協力工場に、商品別に、製造委託をしております。また、当社グループは、中国、韓国、台湾等における販売活動を現地の販売代理店を通じて展開しております。そのため、海外の一部の地域で戦争・テロ・多国間での紛争及び摩擦・政情不安・自然災害・伝染病・ストライキ等が発生し、原油や部材価格の高騰が生じた場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(15) 仕入先への依存に関するリスク

(発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社グループの主力商品であるふとん乾燥機及び加湿器等は、特定の2社に製造委託し仕入れております。そのため、当該仕入先からの仕入金額は、2025年12月期において、当社グループの仕入金額の86.8%となっております。当社グループとしましては、主要な仕入先との緊密な関係を構築する一方で、新たな仕入先を発掘して、調達が多様化を進めることで主要な仕入先への依存のリスクを低減してまいりますが、主要な仕入先の業績の悪化、経営戦略の変更等によりこれらの商品の調達が困難になった場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(16) 債権回収に関するリスク

(発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：小)

当社グループの販売は、家電量販店や通信販売会社、海外代理店等を経由するものも多く、1社当たりの取引金額が多額となるケースがあります。取引先企業の信用状態の調査を行うとともに、取引開始後も継続的に信用状態の把握を行っていますが、取引先の状況により期限どおりの支払いを受けられない場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(17) 自然災害等の影響について

(発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

大地震、台風等の自然災害及び事故、火災等により、業務の停止や設備の損壊、電力供給の制限等の不測の事態が発生した場合、また、テロリズム、戦争等の有事や未知の感染症の蔓延が生じた場合には、外出制限による事業活動の停滞、従業員の全面的な在宅勤務への移行等により当社グループの事業活動が制限される可能性があります。当社グループでは平時より出社勤務と在宅勤務を組み合わせた働き方を取り入れており、緊急事態の発生により全面的な在宅勤務の移行が必要となる場合においても、事業活動が継続できる体制を構築しておりますが、当社グループの予測を超える事象が発生した場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(18) 特定人物への依存に関するリスク

(発生可能性：中、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社代表取締役社長の古賀宣行は、豊富な知識と経験、リーダーシップを有しており、経営方針や事業戦略の決定及びその遂行において極めて重要な役割を果たしております。当社グループでは、過度に特定の役員に依存しない経営管理体制の強化に努めておりますが、現時点において何らかの事情により同氏が業務を遂行できない事態となった場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(19) 配当政策について

(発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：小)

当社グループは、株主に対する利益還元と、健全な財務体質及び競争力の強化を経営上の重要課題としております。現状において当社グループは成長過程にあり内部留保が充実しているとはいえないため、配当を実施していません。

現在は内部留保の充実に努めていますが、将来的には、経営成績及び財政状態を勘案しながら株主への利益の配分を検討する方針であります。配当実施の可能性及びその実施時期等については現時点において未定であります。

(20) ストック・オプションの行使による株式の希薄化について

(発生可能性：低、発生する可能性のある時期：数年以内、影響度：小)

当社グループは、役員及び従業員等の長期的な企業価値向上に対する士気を高める目的などのため、ストック・オプションを付与しております。本特定証券情報公表日現在におけるストック・オプションの目的となる株式の数は215,200株であり、発行済株式総数1,543,520株に対する割合は13.9%となっております。現在付与されているストック・オプションの行使が行われた場合、また、将来新たに付与される可能性のあるストック・オプションにより新株が発行され発行済株式総数が増加した場合、1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があり、株価形成に影響を及ぼす可能性があります。

(21) ベンチャーキャピタル及び投資事業組合の当社株式の保有比率について

(発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：小)

本特定証券情報公表日現在、ベンチャーキャピタル及びベンチャーキャピタルが組成した投資事業組合（以下「VC等」といいます。）が所有している株式数は410,120株存在しており、発行済株式総数1,543,520株に対する割合は26.6%となっております。

一般的に、VC等が未上場株式に投資を行う目的は、上場後に当該株式を売却してキャピタルゲインを得ることにありますので、VC等は当社の上場後において所有する株式の一部又は全部を売却することが想定されます。当該株式売却により、一時的に需給のバランスの悪化が生じる可能性があり、株価形成に影響を及ぼす可能性があります。

(22) J-Adviserとの契約について

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約（以下「J-Adviser契約」とします。）を締結する義務があります。

本特定証券情報公表日時点において、当社がJ-Adviser契約を締結しているのは株式会社ジャパンインベストメントアドバイザー（以下「同社」とします。）であり、同社とのJ-Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又はJ-Adviser契約に違反した場合、その相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1か月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときはJ-Adviser契約を解除することができる旨、定められております。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、合意により本契約期間いつでもJ-Adviser契約を解除することができ、また、当社又は同社から相手方に対し、1か月前に書面で通知することにより、J-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、又は同社に代わる担当J-Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のTOKYO PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

なお、本特定証券情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser契約上の義務>

- ・特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第113条に定める上場適格性要件を継続的に満たすこと。
- ・特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則に従い、投資者への適時適切な会社情報の開示に努めること。
- ・特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第113条に定める上場会社及び新規上場申請者の義務を履行すること。

<J-Adviser契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、株式会社ジャパンインベストメントアドバイザー（以下「乙」という。）はJ-Adviser契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができるものと定められております。

(1) 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日にあたらなるときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下、「産競法」という。）第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結決算年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書類に基づき行うものとする。

a 次の(a)から(c)までに掲げる場合の区分に従い、当該(a)から(c)までに定める書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 産競法第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合

当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

(c) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

(2) 銀行取引の停止

甲が手形交換所又は電子債権記録機関の取引停止処分により、銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

(3) 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合、甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

c 本甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）、甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

(4) 前号に該当することとなった場合においても、甲が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること

(b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること

b 当該再建計画に次の (a) 及び (b) に掲げる事項が記載されていること

(a) TOKYO PRO Market に上場する有価証券の全部を消却するものでないこと

(b) 前 a の (a) に規定する見込みがある旨及びその理由又は同 (b) に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと

(5) 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の (a) 又は (b) に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前（休業日を除外する。）の日。

(a) TOKYO PRO Market の上場株券等

(b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかに TOKYO PRO Market に上場される見込みのある株券等

b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

c 甲が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（③ b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

(6) 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又は i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

(7) 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む。）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

(8) 発行情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

(9) 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

(10) 法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合。

(11) 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなること が確実となった場合。

(12) 株式の譲渡制限

甲が TOKYO PRO Market に上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

(13) 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

(14) 指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

(15) 株主の権利の不当な制限

甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
- d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定
- e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

(16) 全部取得

甲がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

(17) 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

(18) その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東京証券取引所が上場廃止を適当と認めた場合。

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東京証券取引所へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。

5【重要な契約等】

(1) 製造委託契約

締結年月日	契約締結先	契約の概要	契約期間
2022年1月24日	(株)IBIS	当社と(株)IBISとの間で締結された商品製造委託・供給基本契約 目的：美容機器、ふとん乾燥機の設計・開発・製造を委託する	期間の定めなし
2019年12月31日	CTK TECHNOLOGY (SHENZHEN) CO., LTD.	当社とCTK TECHNOLOGY (SHENZHEN) CO., LTD. との間で締結された商品製造委託・供給基本契約 目的：空気清浄機、加湿器、除湿機等の設計・開発・製造を委託する	期間の定めなし

(2) 連結子会社の吸収合併

当社は、2025年11月19日開催の取締役会において、当社の完全子会社であるアエテ株式会社を吸収合併することを決議し、2025年11月19日付で合併契約を締結、2026年1月1日付で吸収合併いたしました。詳細は、「第6 経理の状況 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な後発事象)」に記載のとおりであります。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本特定証券情報公表日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたりまして、経営者による会計上の見積りを必要とします。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や現状等を総合的に勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

第15期連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

(資産)

当連結会計年度末の流動資産は、前連結会計年度末に比べて609,066千円増加し、1,984,112千円となりました。これは主に現金及び預金が206,213千円、売掛金が122,456千円、商品及び製品が296,497千円増加したことによるものであります。

固定資産は前連結会計年度末と比べて12,662千円増加し、193,716千円となりました。これは主に建設仮勘定が15,124千円減少した一方、工具、器具及び備品が16,935千円、繰延税金資産が11,025千円増加したことによるものであります。

この結果、資産合計は前連結会計年度末と比べて621,728千円増加し、2,177,828千円となりました。

(負債)

当連結会計年度末の流動負債は、前連結会計年度末に比べて308,749千円増加し、1,222,576千円となりました。これは主に買掛金が68,606千円減少した一方、短期借入金が322,500千円、未払金が42,257千円増加したことによるものであります。

固定負債は前連結会計年度末に比べて85,022千円増加して153,727千円となりました。これは主に長期借入金82,913千円増加したことによるものであります。

この結果、負債合計は前連結会計年度末と比べて393,771千円増加し、1,376,303千円となりました。

(純資産)

当連結会計年度末の純資産は前連結会計年度末に比べて227,957千円増加し、801,525千円となりました。これは主に親会社株主に帰属する当期純利益を227,602千円計上したことによるものであります。

第16期中間連結会計期間（自 2026年1月1日 至 2026年6月30日）

(資産)

当中間連結会計期間末の流動資産は、前連結会計年度末に比べて411,074千円減少し、1,573,037千円となりました。これは主として現金及び預金が32,227千円、売掛金が343,415千円、商品及び製品が30,997千円減少したことによるものであります。

固定資産は前連結会計年度末と比べて30,100千円増加し、223,816千円となりました。これは主として金型投資等により有形固定資産が27,548千円増加したことによるものであります。

この結果、資産合計は前連結会計年度末と比べて380,974千円減少し、1,796,854千円となりました。

(負債)

当中間連結会計期間末の流動負債は、前連結会計年度末に比べて398,542千円減少し、824,033千円となりました。これは主として契約負債が25,511千円増加した一方、買掛金が176,142千円、短期借入金172,500千円、未払金67,229千円減少したことによるものであります。

固定負債は前連結会計年度末に比べて11,129千円増加して164,856千円となりました。これは主として長期借入金10,298千円増加したことによるものであります。

この結果、負債合計は前連結会計年度末と比べて387,413千円減少し、988,889千円となりました。

(純資産)

当中間連結会計期間末の純資産は前連結会計年度末に比べて6,439千円増加し、807,964千円となりました。これは主として親会社株主に帰属する中間純利益を5,080千円計上したことによるものであります。

(3) 経営成績の分析

「第3 事業の状況 1【業績等の概要】(1) 業績」をご参照ください。

(4) キャッシュ・フローの分析

「第3 事業の状況 1【業績等の概要】(2) キャッシュ・フロー」をご参照ください。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因についての分析

当社グループは、「第3 事業の状況 4【事業等のリスク】」に記載のとおり、事業環境に由来するリスク、事業内容に由来するリスク等様々なリスク要因が当社グループの経営成績に重要な影響を与える可能性があると認識しております。これらの経営成績に重要な影響を与えるリスクに対応するため、内部管理体制の更なる強化等を行ってまいります。

(6) 資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社グループの資金需要の主なものは、事業規模拡大に伴い必要となる運転資金であり、手元資金で賄うことを基本としますが、当社グループが将来に向けた更なる付加価値向上を図るための設備投資等が必要な場合は、金融機関からの長期借入又は新株式発行により調達しております。なお、事業活動を円滑に実行できるよう、適正な水準の資金の流動性の維持及び確保を最優先しており、現在の現金及び現金同等物の残高においては十分な流動性の維持及び確保ができていると判断しております。

(7) 経営者の問題認識と今後の方針について

「第3 事業の状況 3【対処すべき課題】」をご参照ください。

(8) 運転資本

上場予定日(2026年9月25日)から12か月間の当社グループの運転資本は、自己資本及び借入金による資金調達が可能であることから十分であると認識しております。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第15期連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

当社グループは、cado事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

当連結会計年度における設備投資額は50,552千円であり、主として新商品開発のための金型取得等であります。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

第16期中間連結会計期間（自 2026年1月1日 至 2026年6月30日）

当社グループは、cado事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

当中間連結会計期間における設備投資額は43,642千円であり、主として新商品開発のための金型取得等であります。

なお、当中間連結会計期間において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 発行者

2026年6月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額（千円）				従業員数 (人)
		建物及び 構築物	工具、器具 及び備品	ソフトウェア	合計	
本社 (東京都港区)	金型及び管理業務 設備等	1,585	44,017	12,433	58,036	22 (3)

(注) 1. 当社グループは、cado事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を行っておりません。

2. 現在休止中の主要な設備はありません。

3. 本社建物を賃借しております。賃借料は8,563千円であります。

4. 本社の工具、器具及び備品には、製造委託先で保管している金型等を含んでおります。

5. 従業員数欄の（外書）は、臨時雇用者（人材会社からの派遣社員を含む。）の年間の平均雇用人員であります。

(2) 在外子会社

主要な設備はありません。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定額		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月
			総額 (千円)	既支払額 (千円)			
提出会社	本社 (東京都港区)	金型	10,996	5,494	自己資金	2026年5月	2026年10月
		金型	100,000	—	自己資金及 び増資資金	2027年2月	2027年7月

(注) 完成後の増加能力については、合理的な算出が困難なため記載しておりません。

(2) 重要な改修

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	連結会計年度末現在発行数(株) (2025年12月31日)	公表日現在発行数(株) (2026年8月19日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	6,000,000	4,456,480	38,588	1,543,520	非上場	単元株式数 100株
計	6,000,000	4,456,480	38,588	1,543,520	—	—

- (注) 1. 2026年7月16日開催の取締役会決議により、2026年8月7日付で普通株式1株を普通株式40株に株式分割しました。これにより発行済株式総数は1,504,932株増加し、1,543,520株となっております。また、当該株式分割に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は5,900,000株増加し、6,000,000株となっております。
2. 2026年8月7日開催の臨時株主総会決議により、2026年8月7日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2)【新株予約権等の状況】

第9回新株予約権(2019年3月27日定時株主総会決議及び2019年3月27日取締役会決議)

区分	最近事業年度末現在 (2025年12月31日)	公表日の前月末現在 (2026年7月31日)
新株予約権の数(個)	2,095	2,025
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,095(注)1	2,025(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	52,659(注)2	同左
新株予約権の行使期間	自2021年3月28日 至2029年2月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 52,659 資本組入額 26,330 (注)2	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要するものとします。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。
- なお、当社が株式分割(株式の無償割当を含みます)又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てます。
- $$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
- また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は、当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、並びに当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要となる株式の数の調整を行います。
2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に上記1.に記載の株式数を乗じた金額とします。
- なお、当社が株式分割(株式の無償割当を含みます)又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る価額で募集株式を発行する又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除きます。）は、次の算式により1株当たりの払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式を処分する場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

さらに、当社が他社と吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は合理的な範囲内で調整されるものとします。

3. 新株予約権の行使条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位を有していなければならない。但し、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
 - ② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。
4. 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱いについては、当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」といいます。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」といいます。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」といいます。）の新株予約権を所定の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、所定の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
5. 2026年7月16日開催の取締役会決議により、2026年8月7日付で普通株式1株を普通株式40株に株式分割しております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。調整後の「新株予約権の目的となる株式の数」は81,000株、「新株予約権の行使時の払込金額」は1,317円及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は発行価格1,317円、資本組入額659円であります。

第11回新株予約権（2021年3月25日定時株主総会決議及び2021年3月25日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 (2025年12月31日)	公表日の前月末現在 (2026年7月31日)
新株予約権の数（個）	115	75
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	115（注）1	75（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	73,723（注）2	同左
新株予約権の行使期間	自2023年3月26日 至2031年2月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 73,723 資本組入額 36,862 （注）2	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により 取得するには、取締役会 の承認を要するものとし ます。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

なお、当社が株式分割（株式の無償割当を含みます）又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てます。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は、当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、並びに当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要となる株式の数の調整を行います。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に上記1. に記載の株式数を乗じた金額とします。

なお、当社が株式分割（株式の無償割当を含みます）又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

調整後行使価額＝調整前行使価額× $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、当社が行使価額を下回る価額で募集株式を発行する又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除きます。）は、次の算式により1株当たりの払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

調整後行使価額＝ $\frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式を処分する場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

さらに、当社が他社と吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は合理的な範囲内で調整されるものとします。

3. 新株予約権の行使条件

① 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位を有していなければならない。但し、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。

4. 当社が組織再編成行為を実施する際の新株予約権の取扱いについては、当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行

為」といいます。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」といいます。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」といいます。）の新株予約権を所定の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、所定の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

5. 2026年7月16日開催の取締役会決議により、2026年8月7日付で普通株式1株を普通株式40株に株式分割しております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。調整後の「新株予約権の目的となる株式の数」は3,000株、「新株予約権の行使時の払込金額」は1,844円及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は発行価格1,844円、資本組入額922円であります。

第12回新株予約権（2021年3月25日定時株主総会決議及び2021年8月24日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 (2025年12月31日)	公表日の前月末現在 (2026年7月31日)
新株予約権の数（個）	125	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	125（注）1	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	73,723（注）2	同左
新株予約権の行使期間	自2023年9月11日 至2031年8月8日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 73,723 資本組入額 36,862 （注）2	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要するものとします。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

なお、当社が株式分割（株式の無償割当を含みます）又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てます。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は、当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、並びに当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要となる株式の数の調整を行います。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に上記1. に記載の株式数を乗じた金額とします。

なお、当社が株式分割（株式の無償割当を含みます）又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

調整後行使価額＝調整前行使価額× $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、当社が行使価額を下回る価額で募集株式を発行する又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除きます。）は、次の算式により1株当たりの払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式を処分する場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

さらに、当社が他社と吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は合理的な範囲内で調整されるものとします。

3. 新株予約権の行使条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位を有していなければならない。但し、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。

4. 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱いについては、当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」といいます。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」といいます。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」といいます。）の新株予約権を所定の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、所定の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

5. 2026年7月16日開催の取締役会決議により、2026年8月7日付で普通株式1株を普通株式40株に株式分割しております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。調整後の「新株予約権の目的となる株式の数」は5,000株、「新株予約権の行使時の払込金額」は1,844円及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は発行価格1,844円、資本組入額922円であります。

第14回新株予約権（2025年3月25日定時株主総会決議及び2025年4月1日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 (2025年12月31日)	公表日の前月末現在 (2026年7月31日)
新株予約権の数（個）	2,555	2,515
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	2,555（注）1	2,515（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	100,000（注）2	同左
新株予約権の行使期間	自2027年4月2日 至2035年3月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 100,000 資本組入額 50,000 （注）2	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により 取得するには、取締役会 の承認を要するものと します。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左

（注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

なお、当社が株式分割（株式の無償割当を含みます）又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てます。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は、当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、並びに当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要となる株式の数の調整を行います。

2．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に上記1．に記載の株式数を乗じた金額とします。

なお、当社が株式分割（株式の無償割当を含みます）又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る価額で募集株式を発行する又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除きます。）は、次の算式により1株当たりの払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式を処分する場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

さらに、当社が他社と吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は合理的な範囲内で調整されるものとします。

3．新株予約権の行使条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位を有していなければならない。但し、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。

4. 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱いについては、当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」といいます。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」といいます。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」といいます。）の新株予約権を所定の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、所定の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
5. 2026年7月16日開催の取締役会決議により、2026年8月7日付で普通株式1株を普通株式40株に株式分割しております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。調整後の「新株予約権の目的となる株式の数」は100,600株、「新株予約権の行使時の払込金額」は2,500円及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は発行価格2,500円、資本組入額1,250円であります。

第15回新株予約権（2025年3月25日定時株主総会決議及び2025年4月1日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 (2025年12月31日)	公表日の前月末現在 (2026年7月31日)
新株予約権の数（個）	450	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	450（注）1	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	100,000（注）2	同左
新株予約権の行使期間	自2027年4月2日 至2035年3月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 100,000 資本組入額 50,000 （注）2	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要するものとします。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

なお、当社が株式分割（株式の無償割当を含みます）又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てます。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は、当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、並びに当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要となる株式の数の調整を行います。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、払込金額に当該新株予約権の目的となる株式の数を乗じた価額とします。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

調整後払込金額＝調整前払込金額× $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、当社が時価を下回る価額で、募集株式を発行する場合又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行

使により新株を発行する場合を除きます。)は、次の算式により1株当たりの払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式を処分する場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

さらに、当社が他社と吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は合理的な範囲内で調整されるものとします。

3. 新株予約権の行使条件

- ① 新株予約権者は、行使しようとする新株予約権につき、当社と本新株予約権者との間において締結する新株予約権割当契約に違反して、新株予約権を行使することはできない。
- ② 乙は、甲の株式上場前は本新株予約権の行使はできないこととする。

4. 組織再編に際して定める契約書又は計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとします。

- ① 合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）
合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
- ② 吸収分割
吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社
- ③ 新設分割
新設分割により設立する株式会社
- ④ 株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
- ⑤ 株式移転
株式移転により設立する株式会社

5. 2026年7月16日開催の取締役会決議により、2026年8月7日付で普通株式1株を普通株式40株に株式分割しております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。調整後の「新株予約権の目的となる株式の数」は18,000株、「新株予約権の行使時の払込金額」は2,500円及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は発行価格2,500円、資本組入額1,250円であります。

第16回新株予約権（2025年3月25日定時株主総会決議及び2025年12月17日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 (2025年12月31日)	公表日の前月末現在 (2026年7月31日)
新株予約権の数（個）	210	190
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	210（注）1	190（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	100,000（注）2	同左
新株予約権の行使期間	自2028年1月1日 至2035年12月17日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 100,000 資本組入額 50,000 （注）2	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により 取得するには、取締役会 の承認を要するものと します。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左

（注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

なお、当社が株式分割（株式の無償割当を含みます）又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てます。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は、当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、並びに当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要となる株式の数の調整を行います。

2．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に上記1．に記載の株式数を乗じた金額とします。

なお、当社が株式分割（株式の無償割当を含みます）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、行使価額について1円未満の端数の処理は行わないこととします。

調整後行使価額＝調整前行使価額× $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、当社が行使価額を下回る価額で募集株式を発行する又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除きます。）は、次の算式により行使価額を調整し、行使価額について1円未満の端数の処理は行わないこととします。

調整後行使価額＝ $\frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式を処分する場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

さらに、当社が他社と吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は合理的な範囲内で調整されるものとします。

3．新株予約権の行使条件

① 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位を有していなければならない。但し、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。

4．当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱いについては、当社が合併（当社が合併により消滅す

る場合に限ります。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」といいます。))をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」といいます。))の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」といいます。))の新株予約権を所定の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、所定の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

5. 2026年7月16日開催の取締役会決議により、2026年8月7日付で普通株式1株を普通株式40株に株式分割しております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。調整後の「新株予約権の目的となる株式の数」は7,600株、「新株予約権の行使時の払込金額」は2,500円及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は発行価格2,500円、資本組入額1,250円であります。

(3)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2023年4月28日 (注) 1	—	38,388	△221,484	230,303	—	199,024
2024年3月29日 (注) 2	200	38,588	10,000	240,303	10,000	209,024
2026年8月7日 (注) 3	1,504,932	1,543,520	—	240,303	—	209,024

- (注) 1. 欠損てん補のための無償減資であります。
2. 有償第三者割当増資による新株発行による増加であります。
発行価格 100,000円
資本組入額 50,000円
割当先 株式会社IBIS
3. 株式分割(1:40)によるものであります。

(5) 【所有者別状況】

2026年8月8日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況 (株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	15	2	1	23	41	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	8,161	2,140	400	4,732	15,433	220
所有株式数の割合(%)	—	—	—	52.88	13.87	2.59	30.66	100	—

- (注) 1. 2026年7月16日開催の取締役会決議により、2026年8月7日付で普通株式1株を普通株式40株に株式分割しました。これにより株式数は1,504,932株増加し、発行済株式総数は1,543,520株となっております。
2. 2026年8月7日開催の臨時株主総会決議により、2026年8月7日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年8月8日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,543,300	15,433	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 220	—	—
発行済株式総数	1,543,520	—	—
総株主の議決権	—	15,433	—

- (注) 1. 2026年7月16日開催の取締役会決議により、2026年8月7日付で普通株式1株を普通株式40株に株式分割しました。これにより株式数は1,504,932株増加し、発行済株式総数は1,543,520株となっております。
2. 2026年8月7日開催の臨時株主総会決議により、2026年8月7日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

② 【自己株式等】

2026年8月8日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

第9回新株予約権（2019年3月27日定時株主総会決議及び2019年3月27日取締役会決議）

決議年月日	2019年3月27日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 5名 当社監査役 3名 当社従業員 14名 子会社従業員 7名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 1. 付与対象者の区分は付与日における区分であります。

2. 付与対象者の権利の喪失及び子会社合併により、本特定証券情報公表日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役3名、当社従業員4名、子会社従業員1名となっております。

第11回新株予約権（2021年3月25日定時株主総会決議及び2021年3月25日取締役会決議）

決議年月日	2021年3月25日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 6名 子会社従業員 4名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 1. 付与対象者の区分は付与日における区分であります。

2. 付与対象者の権利の喪失及び子会社合併により、本特定証券情報公表日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社従業員1名となっております。

第12回新株予約権（2021年3月25日定時株主総会決議及び2021年8月24日取締役会決議）

決議年月日	2021年8月24日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 2名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第14回新株予約権（2025年3月25日定時株主総会決議及び2025年4月1日取締役会決議）

決議年月日	2025年4月1日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 5名 当社監査役 1名 当社従業員 9名 子会社従業員 3名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注） 1. 付与対象者の区分は付与日における区分であります。

2. 付与対象者の権利の喪失及び子会社合併により、本特定証券情報公表日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社従業員10名となっております。

第15回新株予約権（2025年3月25日定時株主総会決議及び2025年4月1日取締役会決議）

決議年月日	2025年4月1日
付与対象者の区分及び人数（名）	社外協力者 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第16回新株予約権（2025年3月25日定時株主総会決議及び2025年12月17日取締役会決議）

決議年月日	2025年12月17日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 5名 子会社従業員 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注） 1. 付与対象者の区分は付与日における区分であります。

2. 子会社合併により、本特定証券情報公表日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社従業員5名となっております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社グループの利益配分につきましては、業績の推移を見据え、将来の事業の発展と経営基盤の強化のための内部留保を優先しつつ、経営成績や配当性向等を総合的に勘案し、配当を検討することを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、年1回の期末配当を基本的な方針としており、配当の決定機関は、株主総会であります。また、当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

しかしながら当社グループは、未だ成長企業であり、今後の事業発展及び経営基盤強化のために、内部留保の充実を図る段階にあることから、配当を実施しておりません。

今後は、将来の事業拡大に必要な内部留保とのバランスを考えながら、企業価値の向上に努め、株主への利益還元を検討する所存であります。

内部留保資金につきましては、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を実現させるための資金として、有効に活用していく所存であります。

4 【株価の推移】

(1) 【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

5【役員の状況】

① 役員一覧

男性9名 女性一名（役員のうち女性の比率－％）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	－	古賀 宣行	1957年10月17日	1980年4月 1996年4月 2006年10月 2010年7月 2011年6月 2012年5月 2014年4月 2018年4月	ソニー㈱入社 同社ゼネラルオーディオ事業本部統括部長 Audio China Business Centerプレジデント CTK ELECTRONICS CO.,LTD（現CTK TECHNOLOGY(SHENZHEN) CO.,LTD.）設立 総経理 ㈱エクレア（現当社）設立参画 当社代表取締役社長（現任） ECLAIR INTERNATIONAL HONG KONG LIMITED（現cado International Hong Kong Limited）設立Director（現任） ㈱カドークオーラ代表取締役社長	(注) 3	(注) 5	164,600
取締役 副社長	－	鈴木 健	1973年10月5日	1996年3月 2006年4月 2011年7月 2012年5月 2014年8月 2017年5月	㈱東芝入社 ㈱リアル・フリート（現amadana株式会社）入社 （旧）㈱カドー（現アエテ㈱）設立代表取締役 ㈱エクレア（現当社）取締役副社長 当社代表取締役副社長 当社取締役副社長（現任）	(注) 3	(注) 5	145,800
取締役 副社長	－	西山 朋文	1963年8月19日	1987年4月 2005年4月 2006年10月 2008年4月 2011年4月 2015年5月 2017年3月 2018年10月 2020年3月	ソニー㈱入社 同社ITCNC企画管理部担当部長 同社AU事業本部企画管理部担当部長 Sony International (Hong Kong) Ltd. Senior General Manager ソニー㈱V&S事業本部企画管理部担当部長 cado International Hong Kong Limited Director（現任） 当社取締役 当社取締役副社長（現任） ㈱カドークオーラ取締役	(注) 3	(注) 5	－
取締役	－	千川 量也	1960年9月21日	1981年9月 1988年2月 1993年2月 1998年3月 2003年3月 2006年3月 2011年6月 2012年5月 2017年6月 2023年3月	大栄工業㈱入社 同社製造部長 同社営業部長 同社常務取締役 同社専務取締役 同社取締役副社長 ㈱エクレア（現当社）設立 代表取締役社長 当社取締役 大栄工業㈱代表取締役社長（現任） 当社社外取締役（現任）	(注) 3	(注) 5	－

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数 (株)
取締役	－	田村 信	1966年 7 月23日	1990年 4 月 1993年12月 1997年12月 2004年12月 2008年 7 月 2009年10月 2013年11月 2014年 1 月 2015年 6 月 2015年 9 月 2016年 3 月 2016年 5 月 2020年 9 月 2022年 8 月 2024年 3 月	野村證券㈱入社 同社豊田支店企業金融課課長 同社名古屋企業金融二部課長 同社企業金融六部 電機・精密・機械グループ配属 同社同部同グループリーダー兼次長 ㈱四条代表取締役（現任） ㈱エクレア（現当社）社外取締役（現任） イーレックス㈱取締役（現任） EVTD㈱（現㈱NEXTES）取締役 日本環境設計㈱（現㈱JEPLAN）取締役 ユイコモンズ㈱取締役（現任） UcarPAC㈱取締役（現任） ㈱QBIT Robotics取締役（現任） ナノミストテクノロジー㈱取締役（現任） リンクウィズ㈱取締役（現任）	（注） 3	（注） 5	－
取締役	－	香山 哲	1960年 6 月20日	1985年 4 月 1996年 6 月 1996年 7 月 2000年11月 2001年 6 月 2001年 6 月 2005年 3 月 2005年 7 月 2010年 4 月 2011年 6 月 2013年 8 月 2015年 6 月 2017年 8 月 2017年12月 2018年 7 月 2018年 7 月 2020年 5 月 2025年 3 月 2025年10月	㈱リクルート入社 ㈱メディアファクトリー（現㈱KADOKAWA） 常務取締役 ㈱マリーガルマネジメント取締役 ㈱セガ代表取締役 ㈱トムス・エンタテインメント取締役 ㈱セガトイズ（現㈱セガフェイブ）取締役 ディースリー・パブリッシャー㈱取締役 ジョルト㈱取締役（現任） ㈱プライム（現㈱プライムダイレクト）取締役 ㈱円谷プロダクション取締役 ジェネシスヘルスケア㈱取締役 ㈱あいうえお館代表取締役（現任） コムウェア㈱代表取締役社長（現任） ㈱デジタルステージ取締役 ㈱ライフクエスト代表取締役（現任） ㈱不動産SHOPナカジツ取締役 UcarPAC㈱ 取締役（現任） 当社社外取締役（現任） ベレックスホールディングス㈱取締役（現任）	（注） 3	（注） 5	－
常勤監査役	－	金子 敏	1958年 9 月10日	1981年 4 月 2002年10月 2011年 4 月 2013年 5 月 2014年 3 月 2017年 5 月	ボンソン電子㈱（現ソニーグローバルマニュファクチャリング&オペレーションズ ㈱）入社 ソニーイーエムシーエス㈱（現ソニーグローバルマニュファクチャリング&オペレーションズ ㈱）埼玉テック経営企画部部長 Sony International (Hong Kong) Ltd. Corporate Planning Division General Manager 当社入社管理部長 当社法務・知的財産部長 当社常勤監査役（現任）	（注） 4	（注） 5	8,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数 (株)
監査役	－	椿 勲	1948年 1 月 25 日	1974年10月 1978年 9 月 1986年 9 月 1986年10月 1993年 5 月 1995年 1 月 1997年 6 月 1998年 2 月 1999年 6 月 2001年 5 月 2004年 3 月 2006年 6 月 2007年 6 月 2009年 6 月 2014年 6 月 2014年10月 2015年11月 2016年 3 月 2018年11月	監査法人サンワ事務所（現有限責任監査法人トーマツ）入所 公認会計士登録 椿勲公認会計士事務所登録、同代表（現任） 監査法人サンワ事務所社員 合併によりサンワ・等松青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）社員 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）代表社員 高田製薬㈱監査役（現任） ㈱フェローテック監査役 税理士登録 ㈱椿総合経営研究所設立、同社代表取締役（現任） ㈱TMAC取締役 ㈱パルテック監査役 日本配合飼料㈱（現フィード・ワン㈱）監査役 ㈱キタムラ監査役 大和興業㈱取締役（現任） ㈱GIBSON GUITAR CORP. JAPAN監査役 フィード・ワンホールディングス㈱（現フィード・ワン㈱）監査役 当社監査役 日本環境設計㈱（現㈱JEPLAN）監査役 当社監査役（現任）	(注) 4	(注) 5	－
監査役	－	中町 昭人	1968年 5 月 7 日	1993年 4 月 1999年10月 2003年10月 2005年 1 月 2009年 7 月 2010年11月 2014年 6 月 2015年 2 月 2016年 4 月 2018年 8 月 2018年11月	弁護士登録・森綜合法律事務所（現 森・濱田松本法律事務所）入所 Wilson Sonsini Goodrich & Rosati入所 Kirkland & Ellis LLP入所 Kirkland & Ellis LLPパートナー アンダーソン・毛利・友常法律事務所パートナー（現任） EVTD㈱（現㈱NEXTES）監査役 オイシックス㈱（現オイシックス・ラ・大地㈱）監査役 ㈱メタップス（現㈱メタップスホールディングス）監査役 神戸大学大学院科学技術イノベーション研究科特命教授 ㈱ブレイド監査役 当社監査役（現任）	(注) 4	(注) 5	－

(注) 1. 取締役 干川量也、田村信、香山哲は、社外取締役であります。

2. 監査役 椿勲、中町昭人は、社外監査役であります。

3. 2026年 8 月 7 日の臨時株主総会終結の時から2026年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

4. 2026年 8 月 7 日の臨時株主総会終結の時から2029年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

5. 2025年12月期における役員報酬の総額は、78,322千円を支給しております。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

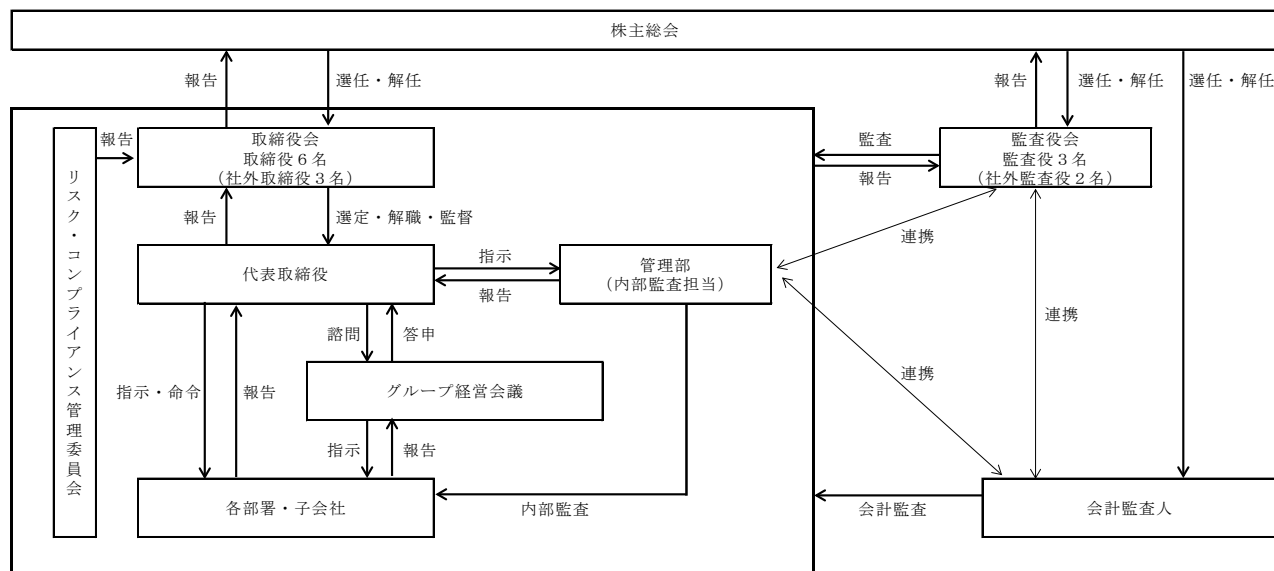
① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、株主、顧客、従業員をはじめとする利害関係者に対して、経営責任と説明責任の明確化を図り、もって、企業価値の最大化によるメリットを提供するため、経営と業務執行における透明性の確保並びにコンプライアンス遵守の徹底を進め、同時に、効率的な経営の推進を行うこととしております。こうした取組みを進めていく中で、コーポレート・ガバナンスの一層の充実に努めてまいりたいと考えております。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

(a) 会社の企業統治の体制の概要

会社の機関及び内部統制等の概要は、以下のとおりであります。



取締役会：

当社取締役会は、取締役6名により構成され、うち3名は社外取締役であります。環境変化に迅速に対応できる意思決定機関としていることで業務執行の監督体制の整備、意思決定の公正化を図っております。

取締役会は、原則として毎月1回定時取締役会を開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、経営及び業務執行に関する重要事項の決定等を行っております。また、取締役会には、監査役3名も出席し、取締役の職務執行を監査しております。

監査役会：

当社監査役会は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名から構成されており、うち2名は社外監査役であります。

監査役会は、原則として毎月1回定時監査役会を開催する他、必要に応じて臨時監査役会を開催しており、監査方針、監査計画の決定等を行い、監査実施状況の報告を行っております。

全監査役は取締役会へ出席し、常勤監査役はグループ経営会議等重要な会議に参加して、経営全般及び業務執行に関する監査を行っております。

グループ経営会議：

グループ経営会議は、当社常勤取締役、当社子会社取締役、当社部長、当社リーダー、当社常勤監査役により構成され、毎月1回開催しております。当該会議は代表取締役社長の諮問機関として、当社グループの全般的業務執行方針に関する事項、当社グループの品質管理に関する事項、連結月次業績に関する事項等を審議しております。

リスク・コンプライアンス管理委員会：

リスク・コンプライアンス管理委員会は、当社代表取締役社長を委員長とし、各部署部長、グループ会社責任者等を構成員とし、四半期に1回開催する他、必要に応じて臨時に開催しております。当該会議

ではリスク管理並びにコンプライアンスに関する事項を審議し、その内容は取締役会へ報告しております。

(b) 当該体制を採用する理由

当社グループは、上記のとおり、株主総会、取締役会及び監査役会を設置し、日常的な業務監査等を行う役割として内部監査担当者を配置しており、これらの各機関が相互に連携することによって、継続的に企業価値を向上させ、ガバナンス体制が有効に機能すると考え、現在の体制を採用しております。

③ 企業統治に関するその他の事項

(a) 内部統制システムの整備状況

当社グループは、内部統制の有効性を確保するため、組織を構築し、職務権限の決定、規程の整備及び、規程に基づく業務の実施と結果の検証を継続的に実施しております。

一方で、上記の業務遂行状況について、内部監査を行っており、内部監査担当者が内部監査計画を策定し、これに基づき全部門及び全子会社を対象に業務監査を実施し、監査結果を代表取締役社長に直接報告しております。また、改善事項が検出された場合、監査対象部門へ改善を求め、フォローアップ監査の実施の可否を検討し、必要に応じてフォローアップ監査を実施しております。

また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務並びに会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

I. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. コンプライアンス規程を定め、取締役及び使用人はコンプライアンス意識をもって、法令、定款、社内諸規程に則った職務執行を行う。
2. 取締役会は、法令諸規則に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう、業務執行の意思決定と取締役の職務の監督を行う。
3. 企業倫理相談及び内部通報のための窓口を設置し、法令、定款、社内規程等に対する違反事実やそのおそれがある行為等を早期に発見し是正するための仕組み（以下、「内部通報制度」という。）を整備する。
4. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、行政当局や外部専門機関と連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
5. 代表取締役社長は、内部統制システムの整備状況及び運用状況を監督する。

II. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1. 情報セキュリティ規程を定め、情報資産の保護及び管理を行う。
2. 文書管理規程を定め、重要な会議体の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要文書（電磁的記録を含む）は、当該規程等の定めるところに従い、適切に保存し、管理する。

III. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. 代表取締役社長をリスク管理の総括責任者としてリスク管理委員会を組織し、リスクを最小限に抑える体制を構築する。
2. リスク管理規程を定め、当社グループの事業に伴う様々なリスクを把握し、当該リスクを評価し、その対策に努める。

IV. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 取締役会は、原則として月1回定時に開催するほか、必要に応じて随時開催し、機動的な意思決定を行う。
2. 取締役会は、経営上の重要事項及び法定事項を決議し、また取締役の職務の執行状況を監督する。
3. 取締役は、緊密に意見交換を行い、情報共有を図ることにより、効率的、機動的かつ迅速に職務を執行する。
4. 組織規程、業務分掌規程及び稟議規程を定め、取締役の職務執行の体制を確立する。

V. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

1. 子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務付ける。
2. 子会社の事業に伴う様々なリスクを把握し、当該リスクを評価し、その対策に努める。
3. 関係会社管理規程において、子会社に対する全般的な管理方針について定め、企業グループとして

経営の健全性を高める。

Ⅵ. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における、当該使用人に関する事項
監査役は、監査役の指揮命令に服する使用人（以下、「監査役の補助者」という。）を置くことを当社の取締役会に対して求めることができる。

Ⅶ. 上記Ⅵ. の使用人の独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
1. 監査役は、監査役の補助者に直接指示するものとし、監査役の補助者はその指示に従って職務を遂行する。
2. 監査役の補助者の人事異動、人事評価及び懲戒処分については、監査役の事前の同意を必要とする。

Ⅷ. 監査役に報告するための体制

1. 当社グループの取締役及び使用人は、法定の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼすおそれのある事項、重要な会議体で決議された事項、内部通報制度、内部監査の状況等について、遅滞なく監査役に報告し、監査役から求めがある場合は、これに応じ、速やかに職務執行の状況等を報告する。
2. 子会社の取締役、監査役及び使用人は、法定の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼすおそれのある事項、重要な会議体で決議された事項、内部通報制度、内部監査の状況等について、遅滞なく当社の監査役に報告し、当社の監査役から求めがある場合は、これに応じ、速やかに職務執行の状況等を報告する。

Ⅸ. 上記Ⅷ. の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役への報告を行った当社及び子会社の取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役及び使用人に周知徹底する。

Ⅹ. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役の職務を執行する上で必要な費用は請求により会社は速やかに支払うものとする。

Ⅺ. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 監査役は、定期的に代表取締役と意見交換を行う。また、必要に応じて取締役及び使用人から職務の執行状況について確認する。
2. 監査役は、取締役会のほか、重要な会議に出席する。
3. 監査役は、独自に弁護士及び公認会計士その他の専門家の助力を得ることができる。
4. 監査役は、内部監査人と定期的に意見交換を行い、連携の強化を図る。

(b) リスク管理体制の整備の状況

当社グループは、事業を取り巻く様々なリスクに対して、リスク管理意識の浸透、リスクの顕在化及び潜在リスクの早期発見・対処等の的確な管理・実践に資することを目的としてリスク管理規程を定め、また、法令遵守体制の構築を目的として倫理・コンプライアンス規程を定め、役職員の法令及び社会規範の遵守の浸透、啓発を図っております。

日々事業の進捗度合いについては、週次の定例会議において幹部社員に対し報告が行われ、速やかに今後の事業目標や課題の共有が行われております。組織横断的に情報を共有し、必要に応じて取締役会への報告を含めたリスクマネジメントに向けた適切な対応を図っております。また、原則として四半期に一度開催するリスク・コンプライアンス管理委員会において適宜リスク管理の状況について審議しております。

④ 取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨を、定款で定めております。

⑤ 取締役の選任の決議要件

取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨、また、累積投票によらないものとする旨

を定款に定めております。

⑥ 中間配当に関する事項

当社は、株主への利益還元を機動的に行うことを可能とするため、取締役会の決議によって会社法第454条第5項の規定に基づく中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

⑦ 取締役、監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であったものを含む。）及び監査役（監査役であったものを含む。）の同法第423条第1項の責任につき、取締役会の決議によって法令の定める限度内においてその責任を免除することができる旨、定款に定めております。これは、取締役及び監査役が、期待される役割を十分に発揮すること等を目的とするものであります。

⑧ 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役と、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令で定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる旨、定款に定めており、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役と締結しております。当該責任限定契約が認められるのは、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役が責任の原因となった職務の遂行において善意かつ重大な過失がないときに限られます。

⑨ 社外役員の状況

当社は社外取締役として干川量也、田村信、香山哲の3名を選任しております。また、社外監査役として、椿勲、中町昭人の2名を選任しております。

取締役 干川量也は、当社新株予約権100個の所有以外に人的・資本的関係、取引関係及びその他利害関係はありません。

取締役 田村信は、業務執行組員を務める四条4号投資事業有限責任組合による当社株式142,000株の所有、四条5号投資事業有限責任組合による当社株式75,000株の所有及び四条6号投資事業有限責任組合による当社株式20,000株の所有以外に人的・資本的関係、取引関係及びその他利害関係はありません。

取締役 香山哲は、当社新株予約権100個の所有以外に人的・資本的関係、取引関係及びその他利害関係はありません。

監査役 椿勲は、当社新株予約権75個の所有以外に人的・資本的関係、取引関係及びその他利害関係はありません。

監査役 中町昭人は、同氏がパートナーを務めるアンダーソン・毛利・友常法律事務所とは法律顧問契約を締結しておりますが、同氏は顧問業務に関与しておらず、同氏との間には、当社新株予約権75個の所有以外に人的・資本的関係及びその他利害関係はありません。

当社が社外取締役 干川量也に期待する機能及び役割につきましては、当社創業時の社長であり現在は外部の経営者の立場から当社の経営全般に対する有益な助言・提言を期待しております。

当社が社外取締役 田村信に期待する機能及び役割につきましては、金融分野での経営経験及び金融分野等における多様な経験と見識等を有していることにより、中立的な立場から、また株主の目線に立った立場から当社の経営全般に対する有益な助言・提言を期待しております。

当社が社外取締役 香山哲に期待する機能及び役割につきましては、長年の各社の取締役の経験を活かし、中立的な立場から当社の経営全般に対する有益な助言・提言を期待しております。

また、当社が社外監査役に期待する機能及び役割につきましては、椿勲は、公認会計士・税理士の資格を有し、かつ、大手監査法人での実務経験に基づく企業財務等の専門的な知見を有していることから、主に財務・会計の面から当社の経営全般に対する助言・提言を期待しております。中町昭人は弁護士の資格を有し、かつ、大手法律事務所での実務経験に基づく企業法務等の専門的な知見等を有していることから、主に企業法務の面から当社の経営全般に対する助言・提言を期待しております。当社は、社外取締役及び社外監査役から経営における社外の視点を取り入れ、経営監視機能の客観性及び中立性を確保しております。

⑩ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査人との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社の社外取締役及び社外監査役は、毎月開催される取締役会に出席し、独立性・中立性を持った外部の視点から助言・提言を行うことで、適切な監視、監督を行っており、常勤監査役は、取締役会及び他の社内会議に出席するとともに、取締役等からその職務の執行状況について面談等を介して報告・説明を受けております。その内容は、毎月開催される監査役会に報告されており、常勤監査役と内部監査担当者及び会計監査人と

の協議・報告事項等についても、毎月開催される監査役会で適宜報告されております。また、常勤監査役は定期的に内部監査担当者及び会計監査人と業務の適正性や法令等の遵守を徹底するために、情報交換・意見交換等を行い、情報を共有し相互連携を図っております。

⑪ 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

取締役及び監査役の報酬限度額は、2016年3月23日開催の定時株主総会において、それぞれ、年額300,000千円以内、年額50,000千円以内と決議いただいております。

各役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する具体的の方針については、2022年3月9日開催の取締役会において、「取締役報酬決定の基本方針」として以下のとおり決定しております。

・基本方針

- (1) 当社の取締役の報酬は、中長期的な企業価値の向上と持続的な成長を実現するために、役員の貢献意欲・士気向上を一層高める報酬体系とし、株主利益と共有を図る報酬体系とすることを基本方針とする。
- (2) ステークホルダーの信頼と支持を得られるよう、決定のプロセスにおいて社外役員の意見を反映すること。

・報酬水準の考え方

当社は、その企業価値を常に追求し、市場の環境変化に応じて会社の変革を主導できる力量を持った人材の確保・リテンションに資するものとするため、その報酬の水準は、従業員の最高報酬よりも一段と高い水準に設定し、従業員からの目標となるように配慮して決定する。

・報酬の構成

- (1) 取締役（社外取締役を除く）の報酬は、定額の「基本報酬」と会社業績等によって支給額が変動する「業績連動報酬」とで構成する。
- (2) 「基本報酬」は、個々の取締役の役位、職務機能、職務管轄範囲／規模等に応じて支給する。
- (3) 「基本報酬」と「業績連動報酬」については、当社の株式上場までの期間においては、予算の着実な達成及び顧客からの信頼獲得のための業績向上並びに着実な成長の実現を念頭に、当面の間、定額の「基本報酬」のみとし、「業績連動報酬」については、株式上場後において、その採用時期を慎重に模索していくこととする。

・ガバナンス

当社取締役の報酬等の妥当性と決定プロセスの透明性を担保するため、代表取締役は各取締役の報酬決定に際し、社外役員に事前に相談の上、その内容を審議することとする。

また、本取締役報酬決定の基本方針の変更は、社外役員に事前に相談の上、取締役会の決議をもって成立するものとする。

・報酬等を与える時期又は条件の決定方針

当社取締役の「基本報酬」については、月例の固定金銭報酬とし、選任翌月の支給日より支給することとする。

・決定の全部又は一部の第三者への委任に関する事項

当社の各取締役の報酬決定については、上述のガバナンスに配慮した上で、当社代表取締役に委任することとする。

株主総会において決議された報酬限度額の範囲内で、取締役については取締役会決議により、監査役については監査役会において監査役間の協議により決定しております。

⑫ 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	59,422	59,422	—	—	3
監査役 (社外監査役を除く。)	7,500	7,500	—	—	1
社外役員	11,400	11,400	—	—	5

⑬ 発行者の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額等が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

⑭ 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
発行者	13,000	—
連結子会社	—	—
計	13,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する報酬の金額は、監査証明業務に係る人員数、監査日数等を勘案し、当社と同監査法人で協議の上、監査役会の同意を得て決定しております。

第6【経理の状況】

1. 連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第6項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2. 中間連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。なお、当社の中間連結財務諸表は、第1種中間連結財務諸表であります。
- (2) 当社の中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第6項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

3. 監査証明について

- (1) 当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、当連結会計年度（2025年1月1日から2025年12月31日まで）の連結財務諸表について、誠栄有限責任監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、当中間連結会計期間（2026年1月1日から2026年6月30日まで）の中間連結財務諸表について、誠栄有限責任監査法人の期中レビューを受けております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	511,041	717,255
受取手形	8,306	7,045
売掛金	347,361	469,817
商品及び製品	458,523	※3 755,021
仕掛品	3,346	333
原材料及び貯蔵品	21,717	※3 14,182
未収消費税等	1,179	—
その他	23,689	20,594
貸倒引当金	△120	△137
流動資産合計	1,375,046	1,984,112
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	2,135	1,992
工具、器具及び備品（純額）	35,589	52,524
建設仮勘定	17,500	2,375
有形固定資産合計	※1 55,224	※1 56,892
無形固定資産		
ソフトウェア	2,596	12,307
ソフトウェア仮勘定	8,906	—
無形固定資産合計	11,502	12,307
投資その他の資産		
繰延税金資産	107,573	118,598
その他	6,753	5,917
投資その他の資産合計	114,326	124,516
固定資産合計	181,053	193,716
資産合計	1,556,100	2,177,828

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	348,194	279,588
短期借入金	※2 300,000	※2, 3, 4 622,500
1年内返済予定の長期借入金	69,705	※3 75,204
未払金	99,301	141,558
未払法人税等	41,482	25,722
未払消費税等	1,824	5,415
契約負債	1,078	687
賞与引当金	5,467	9,175
受注損失引当金	—	100
製品保証引当金	37,284	50,436
事業整理損失引当金	—	1,719
その他	9,488	10,466
流動負債合計	913,826	1,222,576
固定負債		
長期借入金	57,582	※3 140,495
退職給付に係る負債	11,045	12,883
その他	77	349
固定負債合計	68,705	153,727
負債合計	982,532	1,376,303
純資産の部		
株主資本		
資本金	240,303	240,303
資本剰余金	209,024	209,024
利益剰余金	117,339	344,942
株主資本合計	566,667	794,270
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	6,900	7,254
その他の包括利益累計額合計	6,900	7,254
純資産合計	573,568	801,525
負債純資産合計	1,556,100	2,177,828

【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

当中間連結会計期間 (2026年6月30日)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	685,027
売掛金	126,401
商品及び製品	724,023
仕掛品	935
原材料及び貯蔵品	14,028
その他	22,658
貸倒引当金	△37
流動資産合計	1,573,037
固定資産	
有形固定資産	84,440
無形固定資産	
ソフトウェア	12,433
無形固定資産合計	12,433
投資その他の資産	126,941
固定資産合計	223,816
資産合計	1,796,854
負債の部	
流動負債	
買掛金	103,446
短期借入金	※ 450,000
1年内返済予定の長期借入金	83,941
未払金	74,329
未払法人税等	6,018
未払消費税等	10,733
契約負債	26,199
賞与引当金	10,541
受注損失引当金	50
製品保証引当金	50,439
事業整理損失引当金	185
その他	8,147
流動負債合計	824,033
固定負債	
長期借入金	150,793
退職給付に係る負債	13,799
その他	263
固定負債合計	164,856
負債合計	988,889
純資産の部	
株主資本	
資本金	240,303
資本剰余金	209,024
利益剰余金	350,022
株主資本合計	799,351
その他の包括利益累計額	
為替換算調整勘定	8,613
その他の包括利益累計額合計	8,613
純資産合計	807,964
負債純資産合計	1,796,854

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
売上高	※1 2,244,266	※1 2,917,665
売上原価	※2, 3 1,238,676	※2, 3 1,455,378
売上総利益	1,005,589	1,462,287
販売費及び一般管理費	※4 863,326	※4 1,240,439
営業利益	142,263	221,848
営業外収益		
受取利息	93	385
受取配当金	2	2
為替差益	—	3,424
補助金収入	—	60,250
その他	772	923
営業外収益合計	868	64,985
営業外費用		
支払利息	9,208	10,029
為替差損	7,398	—
支払手数料	767	3,467
その他	37	866
営業外費用合計	17,412	14,363
経常利益	125,719	272,470
特別損失		
減損損失	※5 2,233	※5 11,354
事業整理損失	—	※6 5,209
事業整理損失引当金繰入額	—	※6 1,719
特別損失合計	2,233	18,283
税金等調整前当期純利益	123,486	254,186
法人税、住民税及び事業税	36,048	37,608
法人税等調整額	△53,893	△11,025
法人税等合計	△17,845	26,583
当期純利益	141,331	227,602
親会社株主に帰属する当期純利益	141,331	227,602

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
当期純利益	141,331	227,602
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	2,416	354
その他の包括利益合計	※ 2,416	※ 354
包括利益	143,748	227,957
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	143,748	227,957

【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)
売上高	1,123,460
売上原価	581,732
売上総利益	541,727
販売費及び一般管理費	※ 526,062
営業利益	15,664
営業外収益	
受取利息	516
受取配当金	2
補填金収入	453
物品売却益	472
その他	54
営業外収益合計	1,498
営業外費用	
支払利息	5,988
為替差損	4,042
支払手数料	3,245
その他	355
営業外費用合計	13,632
経常利益	3,530
税金等調整前中間純利益	3,530
法人税、住民税及び事業税	672
法人税等調整額	△2,221
法人税等合計	△1,549
中間純利益	5,080
親会社株主に帰属する中間純利益	5,080

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)
中間純利益	5,080
その他の包括利益	
為替換算調整勘定	1,358
その他の包括利益合計	1,358
中間包括利益	6,439
(内訳)	
親会社株主に係る中間包括利益	6,439

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	230,303	199,024	△ 23,991	405,336
当期変動額				
新株の発行	10,000	10,000		20,000
親会社株主に帰属する当期純利益			141,331	141,331
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	10,000	10,000	141,331	161,331
当期末残高	240,303	209,024	117,339	566,667

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	4,483	4,483	409,820
当期変動額			
新株の発行			20,000
親会社株主に帰属する当期純利益			141,331
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,416	2,416	2,416
当期変動額合計	2,416	2,416	163,748
当期末残高	6,900	6,900	573,568

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	240,303	209,024	117,339	566,667
当期変動額				
親会社株主に帰属する当期純利益			227,602	227,602
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	—	227,602	227,602
当期末残高	240,303	209,024	344,942	794,270

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	6,900	6,900	573,568
当期変動額			
親会社株主に帰属する当期純利益			227,602
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	354	354	354
当期変動額合計	354	354	227,957
当期末残高	7,254	7,254	801,525

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	123,486	254,186
減価償却費	22,047	35,488
減損損失	2,233	11,354
受取利息及び受取配当金	△96	△387
支払利息	9,208	10,029
補助金収入	—	△60,250
売上債権の増減額 (△は増加)	64,118	△121,195
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△56,451	△285,949
未収消費税等の増減額 (△は増加)	△1,179	1,179
買掛金の増減額 (△は減少)	195,899	△68,606
未払金の増減額 (△は減少)	△6,954	42,463
契約負債の増減額 (△は減少)	△14,888	△390
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△41,572	3,591
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	89	17
賞与引当金の増減額 (△は減少)	381	3,708
製品保証引当金の増減額 (△は減少)	11,113	13,151
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	1,383	1,837
その他	△308	13,912
小計	308,509	△145,857
利息及び配当金の受取額	96	387
利息の支払額	△9,035	△10,700
法人税等の支払額	△72	△53,041
補助金の受取額	—	60,250
営業活動によるキャッシュ・フロー	299,497	△148,962
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の新規取得による支出	△38,067	△47,725
無形固定資産の新規取得による支出	△5,689	△3,047
その他	△1,565	△19
投資活動によるキャッシュ・フロー	△45,323	△50,791
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	600,000	926,386
短期借入金の返済による支出	△600,000	△607,500
長期借入れによる収入	50,000	180,000
長期借入金の返済による支出	△117,132	△91,588
新株の発行による収入	20,000	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	△47,132	407,298
現金及び現金同等物に係る換算差額	5,043	△1,330
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	212,084	206,213
現金及び現金同等物の期首残高	296,556	508,641
現金及び現金同等物の期末残高	※ 508,641	※ 714,855

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前中間純利益	3,530
減価償却費	15,648
受取利息及び受取配当金	△518
支払利息	5,988
売上債権の増減額 (△は増加)	350,557
棚卸資産の増減額 (△は増加)	30,550
買掛金の増減額 (△は減少)	△176,142
未払金の増減額 (△は減少)	△65,625
契約負債の増減額 (△は減少)	25,511
未払消費税等の増減額 (△は減少)	5,318
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△100
賞与引当金の増減額 (△は減少)	1,356
製品保証引当金の増減額 (△は減少)	3
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	916
その他	△2,685
小計	194,308
利息及び配当金の受取額	518
利息の支払額	△6,647
法人税等の支払額	△18,629
営業活動によるキャッシュ・フロー	169,550
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の新規取得による支出 (△)	△41,542
無形固定資産の新規取得による支出 (△)	△3,723
その他	2,114
投資活動によるキャッシュ・フロー	△43,151
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	695,630
短期借入金の返済による支出	△872,500
長期借入れによる収入	80,000
長期借入金の返済による支出	△60,965
財務活動によるキャッシュ・フロー	△157,835
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,608
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△29,827
現金及び現金同等物の期首残高	714,855
現金及び現金同等物の中間末残高	※ 685,027

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 2社

連結子会社の名称 アエテ株式会社
cado International Hong Kong Limited

(2) 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産

定額法を採用しております。ただし、2016年12月31日以前に取得した建物附属設備については定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15年

工具、器具及び備品 2年～15年

ロ 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアにつきましては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率を基礎として、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

ロ 賞与引当金

従業員の賞与支払いに備えるため、支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

ハ 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注案件のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができるものについて、その損失見込額を受注損失引当金に計上しております。

ニ 製品保証引当金

製品保証に伴う費用の支出に備えるため、保証期間内の販売済み製品について、過去の実績率に基づいて計算したアフターサービス費用を計上しております。

ホ 事業整理損失引当金

事業の整理等に伴う損失に備えるため、当連結会計年度末における損失見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は、商品の販売に係る収益について、顧客との販売契約に基づいて商品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品を引き渡す一時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得して充足されると判断しており、国内取引については、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であることから、原則として出荷時に収益を認識しております。また、輸出取引については、輸出条件により顧客が支配を獲得する時期が異なるため、輸出条件に従い顧客が支配を獲得する時点で収益を認識しております。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。また、顧客との契約において約束された対価から値引及び割戻を控除した金額で収益を表示しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

1. 棚卸資産の評価

(1) 連結財務諸表に計上した金額

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
商品及び製品	458,523千円	755,021千円
仕掛品	3,346千円	333千円
原材料及び貯蔵品	21,717千円	14,182千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループでは、滞留期間及び回転期間が一定以上の棚卸資産について、個別に販売計画及び販売実績等に基づき帳簿価額を切り下げ、評価損を連結損益計算書に計上しております。

販売計画等の見積りには不確実性を伴うため、市場動向の変化等によりこれらの見直しが必要となった場合等には、翌連結会計年度の連結財務諸表における棚卸資産評価損の金額に影響を及ぼす可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 連結財務諸表に計上した金額

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
有形固定資産	55,224千円	56,892千円
無形固定資産	11,502千円	12,307千円
減損損失	2,233千円	11,354千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループでは、継続的に損益の把握を行っている管理会計上の区分に基づき資産のグルーピングを決定しており、各資産グループの営業損益が継続してマイナスである資産グループ等については帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上することとしております。

各資産グループの回収可能価額は主に使用価値により算定しておりますが、将来キャッシュ・フローの基礎となる事業計画等の仮定には見積りの不確実性を伴い、市場動向の変化等により事業計画の見直しが必要になった場合には、翌連結会計年度の連結財務諸表に影響を及ぼす可能性があります。

3. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 連結財務諸表に計上した金額

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
繰延税金資産	107,573千円	118,598千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額等によって繰延税金資産の回収可能性の見直しを行っています。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による連結財務諸表への影響はありません。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定目

2028年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、

(連結貸借対照表関係)

※1 有形固定資産から直接控除した減価償却累計額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	220,893千円	250,500千円

※2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引先銀行3行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく連結会計年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの 総額	350,000千円	600,000千円
借入実行残高	300,000	600,000
差引額	50,000	—

※3 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
商品及び製品	一千円	666,142千円
原材料及び貯蔵品	—	461
計	—	666,604

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
短期借入金	一千円	300,000千円
1年内返済予定の長期借入金	—	22,668
長期借入金	—	41,387

※4 財務制限条項

前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

貸出コミットメント契約については、以下の財務制限条項が付されております。

- ①契約締結日以降の決算期の末日における単体の貸借対照表における純資産の部（資本の部）の金額を、前年同期比75%以上に維持すること。
- ②契約締結日以降の決算期における単体の損益計算書に示される営業損益を損失としないようにすること。
- ③各事業年度の決算期の末日における単体の貸借対照表における棚卸資産回転期間を3か月以下に維持すること。なお、ここでいう棚卸資産回転期間とは、棚卸資産合計額を平均月商で除した額をいい、棚卸資産合計額とは、商品、製品、半製品、原材料及び仕掛品の合計金額をいい、平均月商とは、当該決算期における単体の損益計算書に示される売上高を当該決算月数で除した金額をいう。

なお、当連結会計年度末において、上記③の財務制限条項に抵触しておりますが、貸出コミットメント契約先の金融機関と協議し、2026年5月28日付で、財務制限条項を以下の内容に変更しており、抵触は解消しております。

- ①契約締結日以降の決算期の末日における単体の貸借対照表における純資産の部（資本の部）の金額を、前年同期比75%以上に維持すること。
- ②契約締結日以降の決算期における単体の損益計算書に示される営業損益を損失としないようにすること。
- ③各事業年度の決算期の末日における単体の貸借対照表における棚卸資産回転期間を1.4か月以下に維持すること。なお、ここでいう棚卸資産回転期間とは、棚卸資産合計額を平均月商で除した額をいい、棚卸資産合計額とは、商品、製品、半製品、原材料及び仕掛品の合計金額をいい、平均月商とは、当該決算期における単体の法人事業概況説明書に示される11月及び12月の売上高の合計値を2で除した金額をいう。

(連結損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

売上高については、すべて顧客との契約から生じる収益の金額であり、顧客との契約から生じる収益以外の収益は含まれておりません。

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

売上高については、すべて顧客との契約から生じる収益の金額であり、顧客との契約から生じる収益以外の収益は含まれておりません。

※2 期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれています。

前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
67,570千円	3,737千円

※3 売上原価に含まれている受注損失引当金繰入額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
△146千円	100千円

※4 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
役員報酬	70,525千円	78,322千円
給与手当	121,188	138,038
退職給付費用	2,137	2,247
販売手数料	110,490	160,572
業務委託費	92,701	149,767
運賃	65,467	99,714
広告宣伝費	181,743	307,665
貸倒引当金繰入	89	17
賞与引当金繰入	5,238	11,539
製品保証引繰入	11,113	13,151

※5 減損損失

前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失
製造委託先工場	事業用資産	工具、器具及び備品	994千円
本社	事業用資産	ソフトウェア	1,238
合計			2,233

資産のグルーピングは、継続的に損益の把握を行っている管理会計上の区分に基づき決定しており、遊休資産や処分予定資産に関しては個々の資産ごとに減損損失の認識及び測定を行っております。

当連結会計年度においては、事業用資産について収益性が低下したため、各資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、割引前将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、割引率の記載は省略しております。

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失
製造委託先工場	事業用資産	工具、器具及び備品	11,099千円
本社	事業用資産	ソフトウェア	652
合計			11,752

資産のグルーピングは、継続的に損益の把握を行っている管理会計上の区分に基づき決定しており、遊休資産や処分予定資産に関しては個々の資産ごとに減損損失の認識及び測定を行っております。

当連結会計年度においては、事業用資産について収益性が低下したため、各資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額のうち11,354千円を減損損失として、397千円を事業整理損失として特別損失に計上しました。

なお、回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、割引前将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、割引率の記載は省略しております。

※6 事業整理損失及び事業整理損失引当金繰入額

前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

連結子会社であるアエテ株式会社が双円事業（オンラインストア）から撤退することを決定したことに伴い、商品評価損4,811千円及び減損損失397千円を事業整理損失として、発注残等1,719千円を事業整理損失引当金繰入額として計上しました。

（連結包括利益計算書関係）

※ その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
為替換算調整勘定：		
当期発生額	2,416千円	354千円
その他の包括利益合計	2,416	354

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数(株)	当連結会計年度増 加株式数(株)	当連結会計年度減 少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	38,388	200	—	38,588
合計	38,388	200	—	38,588

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加は、第三者割当増資による新株の発行200株であります。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年 度末残高 (千円)
			当連結会計年 度期首	増加	減少	当連結会計年 度末	
提出 会社	第3回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
	第4回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
	第5回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
	第6回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
	第9回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
	第11回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
	第12回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
	第13回新株予約権	普通株式	2,850	—	—	2,850	—
合計			2,850	—	—	2,850	—

(注) スtock・オプションとしての新株予約権の目的となる株式の種類及び新株予約権の目的となる株式の数については、(ストック・オプション等関係)に記載しております。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数（株）	当連結会計年度増 加株式数（株）	当連結会計年度減 少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	38,588	—	—	38,588
合計	38,588	—	—	38,588

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年 度末残高 (千円)
			当連結会計年 度期首	増加	減少	当連結会計年 度末	
提出 会社	第4回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
	第5回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
	第6回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
	第9回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
	第11回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
	第12回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
	第13回新株予約権	普通株式	2,850	—	2,850	—	—
	第14回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
	第15回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
	第16回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計			2,850	—	2,850	—	—

(注) スtock・オプションとしての新株予約権の目的となる株式の種類及び新株予約権の目的となる株式の数については、(ストック・オプション等関係)に記載しております。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
現金及び預金勘定	511,041千円	717,255千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△2,400	△2,400
現金及び現金同等物	508,641	714,855

(リース取引関係)

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金繰り状況を勘案し必要な資金を銀行借入により調達し、一時的な余資は流動性の高い金融資産で運用しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために必要に応じて利用することとしておりますが、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金等の金銭債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理に従い、必要に応じて取引先の信用状況を把握する体制としております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及びその他の金銭債務は、そのほとんどが短期間の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

借入金、主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、各事業部門における営業担当並びに管理部の与信担当が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減をはかっております。連結子会社についても、当社の規程に準じて、同様の管理を行っております。

②市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社グループは、外貨建ての営業債権債務については、為替相場の状況を継続的に把握することで為替の変動リスクを管理しております。

③資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき管理部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	127,287	126,810	△476

(※1) 現金及び預金については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 受取手形、売掛金、未収消費税等、買掛金、短期借入金、未払金、未払法人税等及び未払消費税等については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注) 1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	511,041	—	—	—
受取手形	8,306	—	—	—
売掛金	347,361	—	—	—
未収消費税等	1,179	—	—	—
合計	867,888	—	—	—

(注) 2. 長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	300,000	—	—	—	—	—
長期借入金	69,705	19,308	15,952	14,304	8,018	—
合計	369,705	19,308	15,952	14,304	8,018	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価： レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを使用して算定した時価

レベル3の時価： 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品
該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	—	126,810	—	126,810

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金のうち変動金利によるものについては、短期間で市場金利を反映していることから時価は帳簿価額と近似していると考えられ、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。固定金利によるものについては、元利金の合計額を同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金繰り状況を勘案し必要な資金を銀行借入により調達し、一時的な余資は流動性の高い金融資産で運用しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために必要に応じて利用することとしておりますが、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金等の金銭債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理に従い、必要に応じて取引先の信用状況を把握する体制としております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及びその他の金銭債務は、そのほとんどが短期間の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

借入金は、主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、各事業部門における営業担当並びに管理部の与信担当が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減をはかっております。連結子会社についても、当社の規程に準じて、同様の管理を行っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、外貨建の営業債権債務については、為替相場の状況を継続的に把握することで為替の変動リスクを管理しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき管理部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 （千円）	時価（千円）	差額（千円）
長期借入金 （1年内返済予定の長期借入金を含む）	215,699	214,529	△1,169

(※1) 現金及び預金については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 受取手形、売掛金、未収消費税等、買掛金、短期借入金、未払金、未払法人税等及び未払消費税等については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注) 1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	717,255	—	—	—
受取手形	7,045	—	—	—
売掛金	469,817	—	—	—
合計	1,194,118	—	—	—

(注) 2. 長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	622,500	—	—	—	—	—
長期借入金	75,204	71,848	51,129	14,018	3,500	—
合計	697,704	71,848	51,129	14,018	3,500	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価： レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを使用して算定した時価

レベル3の時価： 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- (1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品
該当事項はありません。

- (2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	—	214,529	—	214,529

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金のうち変動金利によるものについては、短期間で市場金利を反映していることから時価は帳簿価額と近似していると考えられ、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。固定金利によるものについては、元利金の合計額を同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

前連結会計年度(2024年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2025年12月31日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び一部の連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、退職一時金制度を採用しております。退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給します。

当社及び一部の連結子会社が保有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	9,662千円
退職給付費用	2,312
退職一時金の支払額	△929
退職給付に係る負債の期末残高	11,045

(2) 退職給付債務の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
非積立型制度の退職給付債務	11,045千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	11,045
退職給付に係る負債	11,045
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	11,045

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 当連結会計年度 2,312千円

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び一部の連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、退職一時金制度を採用しております。退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給します。

当社及び一部の連結子会社が保有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	11,045千円
退職給付費用	2,408
退職一時金の支払額	△570
退職給付に係る負債の期末残高	12,883

(2) 退職給付債務の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
非積立型制度の退職給付債務	12,883千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	12,883
退職給付に係る負債	12,883
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	12,883

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 当連結会計年度 2,408千円

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. スtock・オプション及び自社株式オプションに係る費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

2. スtock・オプション及び自社株式オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプション及び自社株式オプションの内容

	第3回新株予約権 (ストック・オプション)	第4回新株予約権 (ストック・オプション)	第5回新株予約権 (ストック・オプション)	第6回新株予約権 (ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 6名 当社社外協力者 1名	当社取締役 3名 当社子会社取締役 1名 当社従業員 2名 当社子会社従業員 2名	当社従業員 2名	当社社外協力者 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 30,400株	普通株式 100,000株	普通株式 4,000株	普通株式 18,000株
付与日	2014年6月13日	2015年6月22日	2015年11月17日	2015年11月17日
権利確定条件	当社又は当社子会社の取締役、監査役、又は、従業員のいずれかの地位にあることを要する。 社外協力者であった者は、当社との間で良好に関係が継続していることを要する。	当社又は当社子会社の取締役、監査役、又は、従業員のいずれかの地位にあることを要する。	当社又は当社子会社の取締役、監査役、又は、従業員のいずれかの地位にあることを要する。	—
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。	対象期間の定めはありません。	対象期間の定めはありません。	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	2016年6月14日～ 2024年6月13日	2017年6月23日～ 2025年6月22日	2017年11月18日～ 2025年11月17日	2015年11月18日～ 2025年11月17日

	第9回新株予約権 (ストック・オプション)	第11回新株予約権 (ストック・オプション)	第12回新株予約権 (ストック・オプション)	第13回新株予約権 (自社株式オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名 当社監査役 3名 当社従業員 14名 子会社従業員 7名	当社従業員 6名 子会社従業員 4名	当社従業員 2名	社外協力者 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 105,200株	普通株式 11,200株	普通株式 5,000株	普通株式 114,000株
付与日	2019年3月27日	2021年3月25日	2021年9月10日	2023年3月24日
権利確定条件	「第5 発行者の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第5 発行者の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第5 発行者の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	—
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。	対象期間の定めはありません。	対象期間の定めはありません。	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	2021年3月28日～ 2029年2月27日	2023年3月26日～ 2031年2月25日	2023年9月11日～ 2031年8月8日	2023年3月25日～ 2033年3月24日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 2026年8月7日付で普通株式1株につき40株の株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

(2) スtock・オプション及び自社株式オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2024年12月期）において存在したStock・オプションを対象とし、Stock・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。なお、2026年8月7日に1株を40株とする株式分割を行っておりますが、以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

① Stock・オプション及び自社株式オプションの数

	第3回新株予約権 (Stock・オプション)	第4回新株予約権 (Stock・オプション)	第5回新株予約権 (Stock・オプション)	第6回新株予約権 (Stock・オプション)
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	3,200	9,600	2,000	18,000
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	3,200	—	—	—
未行使残	—	9,600	2,000	18,000

	第9回新株予約権 (Stock・オプション)	第11回新株予約権 (Stock・オプション)	第12回新株予約権 (Stock・オプション)	第13回新株予約権 (自社株式オプション)
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	84,400	5,200	5,000	114,000
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	600	600	—	—
未行使残	83,800	4,600	5,000	114,000

② 単価情報

	第3回新株予約権 (Stock・オプション)	第4回新株予約権 (Stock・オプション)	第5回新株予約権 (Stock・オプション)	第6回新株予約権 (Stock・オプション)
権利行使価格(円)	575	1,317	1,317	1,317
行使時平均株価(円)	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	—	—

	第9回新株予約権 (Stock・オプション)	第11回新株予約権 (Stock・オプション)	第12回新株予約権 (Stock・オプション)	第13回新株予約権 (自社株式オプション)
権利行使価格(円)	1,317	1,844	1,844	1,844
行使時平均株価(円)	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	—	—

3. ストック・オプション及び自社株式オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション及び自社株式オプションの付与日時点において、当社は株式を上場していないことから、ストック・オプション及び自社株式オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、当社株式の評価額から権利行使価格を控除する方法で算定しており、当社株式の評価方法はディスカウント・キャッシュ・フロー等の結果を総合的に勘案して決定しております。

4. ストック・オプション及び自社株式オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプション及び自社株式オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- | | |
|-------------------------------|-----------|
| ① 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 | 215,233千円 |
| ② 当連結会計年度において権利行使された本源的価値の合計額 | 一千円 |

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

1. ストック・オプション及び自社株式オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプション及び自社株式オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプション及び自社株式オプションの内容

	第4回新株予約権 (ストック・オプション)	第5回新株予約権 (ストック・オプション)	第6回新株予約権 (ストック・オプション)	第9回新株予約権 (ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社子会社取締役 1名 当社従業員 2名 当社子会社従業員 2名	当社従業員 2名	当社社外協力者 1名	当社取締役 5名 当社監査役 3名 当社従業員 14名 子会社従業員 7名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 100,000株	普通株式 4,000株	普通株式 18,000株	普通株式 105,200株
付与日	2015年6月22日	2015年11月17日	2015年11月17日	2019年3月27日
権利確定条件	当社又は当社子会社の取締役、監査役、又は、従業員のいずれかの地位にあることを要する。	当社又は当社子会社の取締役、監査役、又は、従業員のいずれかの地位にあることを要する。	—	「第5 発行者の状況1. 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。	対象期間の定めはありません。	対象期間の定めはありません。	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	2017年6月23日～ 2025年6月22日	2017年11月18日～ 2025年11月17日	2015年11月18日～ 2025年11月17日	2021年3月28日～ 2029年2月27日

	第11回新株予約権 (ストック・オプション)	第12回新株予約権 (ストック・オプション)	第13回新株予約権 (自社株式オプション)	第14回新株予約権 (ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 6名 子会社従業員 4名	当社従業員 2名	社外協力者 1名	当社取締役 5名 当社監査役 1名 当社従業員 9名 子会社従業員 3名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 11,200株	普通株式 5,000株	普通株式 114,000株	普通株式 102,200株
付与日	2021年3月25日	2021年9月10日	2023年3月24日	2025年4月1日
権利確定条件	「第5 発行者の状況1. 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第5 発行者の状況1. 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	—	「第5 発行者の状況1. 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。	対象期間の定めはありません。	対象期間の定めはありません。	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	2023年3月26日～ 2031年2月25日	2023年9月11日～ 2031年8月8日	2023年3月25日～ 2033年3月24日	2027年4月2日～ 2035年3月30日

	第15回新株予約権 (ストック・オプション)	第16回新株予約権 (ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	社外協力者 1名	当社従業員 5名 子会社従業員 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 18,000株	普通株式 8,400株
付与日	2025年4月1日	2025年12月31日
権利確定条件	「第5 発行者の状況1. 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第5 発行者の状況1. 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	自2027年4月2日 至2035年3月30日	自2028年1月1日 至2035年12月17日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 2026年8月7日付で普通株式1株につき40株の株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

(2) ストック・オプション及び自社株式オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2025年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプション及び自社株式オプションの数

	第4回新株予約権 (ストック・オプション)	第5回新株予約権 (ストック・オプション)	第6回新株予約権 (ストック・オプション)	第9回新株予約権 (ストック・オプション)
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	9,600	2,000	18,000	83,800
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	9,600	2,000	18,000	—
未行使残	—	—	—	83,800

	第11回新株予約権 (ストック・オプション)	第12回新株予約権 (ストック・オプション)	第13回新株予約権 (自社株式オプション)	第14回新株予約権 (ストック・オプション)
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	102,200
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	102,200
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	4,600	5,000	114,000	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	114,000	—
未行使残	4,600	5,000	—	—

	第15回新株予約権 (ストック・オプション)	第16回新株予約権 (ストック・オプション)
権利確定前(株)		
前連結会計年度末	—	—
付与	18,000	8,400
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	18,000	8,400
権利確定後(株)		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

② 単価情報

	第4回新株予約権 (ストック・オプション)	第5回新株予約権 (ストック・オプション)	第6回新株予約権 (ストック・オプション)	第9回新株予約権 (ストック・オプション)
権利行使価格(円)	1,317	1,317	1,317	1,317
行使時平均株価(円)	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	—	—

	第11回新株予約権 (ストック・オプション)	第12回新株予約権 (ストック・オプション)	第13回新株予約権 (自社株式オプション)	第14回新株予約権 (ストック・オプション)
権利行使価格(円)	1,844	1,844	1,844	2,500
行使時平均株価(円)	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	—	—

	第15回新株予約権 (ストック・オプション)	第16回新株予約権 (ストック・オプション)
権利行使価格(円)	2,500	2,500
行使時平均株価(円)	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—

3. スtock・オプション及び自社株式オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション及び自社株式オプションの付与日時点において、当社は株式を上場していないことから、ストック・オプション及び自社株式オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、当社株式の評価額から権利行使価格を控除する方法で算定しており、当社株式の評価方法はディスカウント・キャッシュ・フロー等の結果を総合的に勘案して決定しております。

4. スtock・オプション及び自社株式オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプション及び自社株式オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- | | |
|-------------------------------|-----------|
| ① 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 | 105,433千円 |
| ② 当連結会計年度において権利行使された本源的価値の合計額 | 一千円 |

(税効果会計関係)

前連結会計年度(2024年12月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (2024年12月31日)
繰延税金資産	
棚卸資産評価損	48,386千円
減損損失	3,236
製品保証引当金	11,416
税務上の繰越欠損金(注)	234,449
その他	19,447
繰延税金資産小計	316,935
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	△194,377
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△14,740
評価性引当額小計	△209,118
繰延税金資産合計	107,817
繰延税金負債	
その他	△243
繰延税金負債合計	△243
繰延税金資産(負債)の純額	107,573

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(※)	—	36,129	51,174	—	56,211	90,933	234,449
評価性引当額	—	—	△48,512	—	△56,211	△89,653	△194,377
繰延税金資産	—	36,129	2,662	—	—	1,279	40,071

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(※2) 税務上の繰越欠損金(法定実効税率を乗じた額)について、一部を繰延税金資産として計上しております。当該繰越欠損金について、将来の課税所得の見込みにより回収可能と判断した部分については評価性引当額を計上しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当連結会計年度 (2024年12月31日)
法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2
住民税均等割	0.3
連結子会社の税率差異	△0.8
評価性引当額の増減	△45.0
その他	0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△14.5

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正
該当事項はありません。

当連結会計年度（2025年12月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (2025年12月31日)
繰延税金資産	
棚卸資産評価損	53,058千円
減損損失	2,786
製品保証引当金	15,443
税務上の繰越欠損金（注）	198,826
その他	21,029
繰延税金資産小計	291,145
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注）	△156,973
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△15,086
評価性引当額小計	△172,059
繰延税金資産合計	119,085
繰延税金負債	
その他	△486
繰延税金負債合計	△486
繰延税金資産（負債）の純額	118,598

（注）税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金（※）	—	48,674	—	57,863	4,716	87,572	198,826
評価性引当額	—	△6,820	—	△57,863	△4,716	△87,572	△156,973
繰延税金資産	—	41,853	—	—	—	—	41,853

（※1）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

（※2）税務上の繰越欠損金（法定実効税率を乗じた額）について、一部を繰延税金資産として計上しております。当該繰越欠損金について、将来の課税所得の見込みにより回収可能と判断した部分については評価性引当額を計上しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当連結会計年度 (2025年12月31日)
法定実効税率	30.6%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2
住民税均等割	0.1
連結子会社の税率差異	△1.6
評価性引当額の増減	△16.5
賃上げ促進税制の税額控除	△2.5
その他	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	10.5

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する連結会計年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2027年1月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。この税率変更による影響は軽微であります。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

当社グループは、事務所等の不動産賃貸借に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃借契約に関する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃貸借契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

この見積りにあたり、使用見込期間は、不動産賃貸借契約開始から終了までの期間を用いております。

また、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額のうち、当連結会計年度の負担に属する金額は239千円であり、当連結会計年度末において敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額は4,932千円です。

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

当社グループは、事務所等の不動産賃貸借に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃借契約に関する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃貸借契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

この見積りにあたり、使用見込期間は、不動産賃貸借契約開始から終了までの期間を用いております。

また、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額のうち、当連結会計年度の負担に属する金額は328千円であり、当連結会計年度末において敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額は4,932千円です。

(収益認識関係)

前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループの事業はcado事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を商品区分別に分解した情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

商品	売上高
空気清浄機	144,070
加湿器	394,226
美容機器	103,356
除菌消臭器	310,770
睡眠・健康関連商品	988,773
その他	303,069
顧客との契約から生じる収益	2,244,266
その他の収益	—
外部顧客への売上高	2,244,266

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

主要な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は、(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の内訳は、以下のとおりであります。なお、契約負債は、製品の引渡前に顧客から受け取った対価であります。

顧客との契約から生じた債権（期首残高）	419,786千円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	355,667千円
契約負債（期首残高）	15,966千円
契約負債（期末残高）	1,078千円

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、15,966千円であります。また、当連結会計年度において契約負債の残高に重要な変動はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える契約はありません。

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループの事業はcado事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を商品区分別に分解した情報は以下のとおりであります。

（単位：千円）

商品	売上高
空気清浄機	160,932
加湿器	838,110
美容機器	45,940
除菌消臭器	370,015
睡眠・健康関連商品	1,341,154
その他	161,511
顧客との契約から生じる収益	2,917,665
その他の収益	—
外部顧客への売上高	2,917,665

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

主要な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は、（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）4.会計方針に関する事項（5）重要な収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の内訳は、以下のとおりであります。なお、契約負債は、商品の引渡前に顧客から受け取った対価であります。

顧客との契約から生じた債権（期首残高）	355,667千円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	476,862千円
契約負債（期首残高）	1,078千円
契約負債（期末残高）	687千円

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、1,078千円であります。また、当連結会計年度において契約負債の残高に重要な変動はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える契約はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

当社グループは、cado事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

当社グループは、cado事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1. 商品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	空気清浄機	加湿器	美容機器	除菌消臭器	睡眠・健康 関連商品	その他	合計
外部顧客への売上高	144,070	394,226	103,356	310,770	988,773	303,069	2,244,266

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	アジア	その他	合計
2,019,310	77,623	147,332	2,244,266

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：千円)

日本	アジア	合計
7,348	47,876	55,224

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

1. 商品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	空気清浄機	加湿器	美容機器	除菌消臭器	睡眠・健康 関連商品	その他	合計
外部顧客への売上高	160,932	838,110	45,940	370,015	1,341,154	161,511	2,917,665

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	アジア	その他	合計
2,896,016	21,649	—	2,917,665

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：千円)

日本	アジア	合計
13,008	43,884	56,892

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

当社グループは単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

当社グループは単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有）割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	古賀 宣行	—	—	当社代表 取締役社長	(被所有) 直接 10.7	債務被保証	当社銀行借入に対する債務被保証 (※1)	407,955	—	—
							賃貸借契約に対する債務被保証 (※2)	13,503	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(※1) 金融機関からの借入について債務保証を受けております。保証料の支払は行っておりません。

(※2) 本社等の賃借料について債務保証を受けております。取引金額については、債務保証を受けている物件の年間賃借料を記載しております。なお、保証料の支払は行っておりません。

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有）割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	古賀 宣行	—	—	当社代表 取締役社長	(被所有) 直接 10.7	債務被保証	当社銀行借入に対する債務被保証 (※1)	479,820	—	—
							賃貸借契約に対する債務被保証 (※2)	7,136	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(※1) 金融機関からの借入について債務保証を受けております。保証料の支払は行っておりません。なお、当該債務被保証については、本特定証券情報公表日現在はずべて解消しております。

(※2) 本社等の賃借料について債務保証を受けておりましたが、当事業年度末においては解消されております。取引金額については、債務保証を受けていた期間の賃借料の合計額を記載しております。なお、保証料の支払は行っておりません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
1株当たり純資産額	371.60円	519.28円
1株当たり当期純利益	91.68円	147.46円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。

2. 当社は、2026年7月16日開催の取締役会決議により、2026年8月7日付で普通株式1株につき40株の割合で株式分割を実施しております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、当該株式分割後の発行済株式総数により算定しております。

3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	141,331	227,602
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	141,331	227,602
普通株式の期中平均株式数(株)	1,541,600	1,543,520
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権7種類 (新株予約権の数5,925個) なお、新株予約権の概要は、「第6 経理の状況 注記事項 ストック・オプション等関係」に記載のとおりであります。」に記載のとおりであります。	新株予約権6種類 (新株予約権の数5,550個) なお、新株予約権の概要は、「第6 経理の状況 注記事項 ストック・オプション等関係」に記載のとおりであります。」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

(連結子会社の吸収合併)

当社は、2025年11月19日開催の取締役会において、当社の完全子会社であるアエテ株式会社を吸収合併することを決議し、2025年11月19日付で合併契約を締結、2026年1月1日付で吸収合併いたしました。

(1) 取引の概要

①結合当事企業の名称及び事業の内容

結合当事企業の名称 アエテ株式会社

事業の内容 商業デザイン・工業デザインの企画、制作、販売、請負及び管理

②企業結合日

2026年1月1日

③企業結合の法的形式

当社を吸収合併存続会社、アエテ株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併

④結合後企業の名称

株式会社カドー

⑤その他の概要に関する事項

本合併は、デザイン事業を展開する当該子会社を当社が吸収合併することで、当社グループの経営の効率化及び経営基盤の強化を進めることを目的としております。

(2) 会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理を行います。

(株式分割の実施及び単元株制度の採用)

当社は、2026年7月16日開催の取締役会決議により、2026年8月7日付で普通株式1株につき40株の割合で株式分割を行い、2026年8月7日開催の臨時株主総会決議により定款を変更し、2026年8月7日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。内容は次のとおりであります。

(1) 株式分割及び単元株制度採用の目的

当社の中長期的な株価変動等を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整するためであります。

(2) 株式分割の内容

① 株式分割する株式の種類

普通株式

② 株式分割の方法・比率

2026年8月7日午後3時をもって、2026年8月7日午後2時時点の最終の株主名簿に記録された株主の所有株式（普通株式）について、1株につき40株の割合で分割

③ 株式分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数38,588株

株式分割により増加する株式数1,504,932株

株式分割後の発行済株式総数1,543,520株

株式分割後の発行可能株式総数6,000,000株

(3) 1株当たり情報に及ぼす影響

1株当たり情報に及ぼす影響は、(1株当たり情報)に反映されております。

(4) 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたします。

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

(1) 連結の範囲の重要な変更

2026年1月1日付で当社を吸収合併存続会社とし、当社の完全子会社であったアエテ株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行ったことにより、アエテ株式会社は当中間連結会計期間より連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法適用の範囲の重要な変更

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(中間連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

該当事項はありません。

(追加情報)

該当事項はありません。

(中間連結貸借対照表関係)

※ 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引先銀行3行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。当座貸越契約及び貸出コミットメント契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

当中間連結会計期間 (2026年6月30日)	
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの 総額	640,000千円
借入実行残高	450,000
差引額	190,000

(中間連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)
役員報酬	41,719千円
給与手当	72,160
退職給付費用	1,572
販売手数料	55,129
業務委託費	64,847
運賃	37,139
広告宣伝費	109,578
貸倒引当金繰入	△100
賞与引当金繰入	10,415
製品保証引繰入	3

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)
現金及び預金勘定	685,027千円
現金及び現金同等物	685,027

(株主資本等関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、cado事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

共通支配下の取引等

当社は、2025年11月19日開催の取締役会において、当社の完全子会社であるアエテ株式会社を吸収合併することを決議し、2025年11月19日付で合併契約を締結、2026年1月1日付で吸収合併いたしました。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

結合当事企業の名称	アエテ株式会社
事業の内容	商業デザイン・工業デザインの企画、制作、販売、請負及び管理

(2) 企業結合日

2026年1月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を吸収合併存続会社、アエテ株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

株式会社カドー

(5) その他の概要に関する事項

本合併は、デザイン事業を展開する当該子会社を当社が吸収合併することで、当社グループの経営の効率化及び経営基盤の強化を進めることを目的としております。

2. 会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(収益認識関係)

当中間連結会計期間（自 2026年1月1日 至 2026年6月30日）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループの事業はcado事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を商品区分別に分解した情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

製品	売上高
空気清浄機	71,648
加湿器	281,026
美容機器	16,393
除菌消臭器	202,918
睡眠・健康関連商品	501,508
その他	49,966
顧客との契約から生じる収益	1,123,460
その他の収益	—
外部顧客への売上高	1,123,460

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)
1株当たり中間純利益	3.29円
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	5,080
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	5,080
普通株式の期中平均株式数(株)	1,543,520
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価を把握できないため記載しておりません。
2. 当社は、2026年7月16日開催の取締役会決議により、2026年8月7日付で普通株式1株につき40株の割合で株式分割を実施しております。当中間連結会計期間の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、当該株式分割後の発行済株式総数により算定しております。

(重要な後発事象)

(株式分割の実施及び単元株制度の採用)

当社は、2026年7月16日開催の取締役会決議により、2026年8月7日付で普通株式1株につき40株の割合で株式分割を行い、2026年8月7日開催の臨時株主総会決議により定款を変更し、2026年8月7日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。内容は次のとおりであります。

(1) 株式分割及び単元株制度採用の目的

当社の中長期的な株価変動等を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整するためであります。

(2) 株式分割の内容

① 株式分割する株式の種類

普通株式

② 株式分割の方法・比率

2026年8月7日午後3時をもって、2026年8月7日午後2時時点の最終の株主名簿に記録された株主の所有株式（普通株式）について、1株につき40株の割合で分割

③ 株式分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数38,588株

株式分割により増加する株式数1,504,932株

株式分割後の発行済株式総数1,543,520株

株式分割後の発行可能株式総数6,000,000株

(3) 1株当たり情報に及ぼす影響

1株当たり情報に及ぼす影響は、(1株当たり情報)に反映されております。

(4) 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたします。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	300,000	622,500	1.6	—
1年以内に返済予定の長期借入金	69,705	75,204	1.8	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	57,582	140,495	1.8	2026年～2030年
合計	427,287	838,199	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	71,848	51,129	14,018	3,500

【資産除去債務明細表】

資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法を採用しているため、該当事項はありません。

(2)【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3)【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日から3か月以内
基準日	毎年12月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日、毎年12月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店（注）1
買取手数料	無料（注）2
公告掲載方法	電子公告の方法により行います。但し、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行います。 公告掲載URL https://cado.com/
株主に対する特典	上場を記念して、2026年12月末時点の株主に限り、以下4商品から保有株式数に応じて選択いただいた商品を贈呈 ・STEM-500H（加湿器） ・FOEHN-PRO（ふとん乾燥機） ・SAP003（除菌脱臭機） ・AP-C130（空気清浄機） 1株～2,999株の株主に商品1点 3,000株～9,999株の株主に商品2点（同一アイテム可、以下同じ） 10,000株～29,999株の株主に商品3点 30,000株以上で4点

- (注) 1. 当社株式は、TOKYO PRO Marketへの上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条1項に規定する振替株式になることから、該当事項はなくなる予定であります。
2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式がTOKYO PRO Marketに上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
3. 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第三部【特別情報】

第 1 【有価証券の様式】

当社は、株券を発行しておらず、株券の交付は行わないため、該当事項はありません。

第 2 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第 1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の発行者との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の発行者との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2024年 12月27日	四条5号投資事業有限責任組合 無限責任組合員(株)四条代表取締役 田村 信	東京都江東区木場5丁目8番41号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	石川 尋	東京都武蔵野市	—	200	20,000,000 (100,000) (注3)	所有者の資金需要のため
2025年 3月28日	四条3号投資事業有限責任組合 無限責任組合員(株)四条代表取締役 田村 信	東京都江東区木場5丁目8番41号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	CBC(株)代表取締役 土井 正太郎	東京都中央区月島2丁目15番13号	—	2,000	200,000,000 (100,000) (注4)	IPO時の持分比率を低減させるため
2025年 3月28日	四条3号投資事業有限責任組合 無限責任組合員(株)四条代表取締役 田村 信	東京都江東区木場5丁目8番41号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	(株)こどもの森代表取締役 久芳 敬裕	東京都国分寺市光町2丁目5番1号	—	1,500	150,000,000 (100,000) (注4)	IPO時の持分比率を低減させるため
2025年 3月28日	四条3号投資事業有限責任組合 無限責任組合員(株)四条代表取締役 田村 信	東京都江東区木場5丁目8番41号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	加藤 恵一	石川県能美市	—	793	79,300,000 (100,000) (注4)	IPO時の持分比率を低減させるため
2025年 3月28日	四条3号投資事業有限責任組合 無限責任組合員(株)四条代表取締役 田村 信	東京都江東区木場5丁目8番41号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	小川 武重	神奈川県横浜市青葉区	—	300	30,000,000 (100,000) (注4)	IPO時の持分比率を低減させるため
2025年 3月28日	四条4号投資事業有限責任組合 無限責任組合員(株)四条代表取締役 田村 信	東京都江東区木場5丁目8番41号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	ベンチャーラボ・ホールディングス(株)代表取締役 亀岡 亮	大阪府大阪市北区堂島浜1丁目4番16号	—	250	25,000,000 (100,000) (注4)	IPO時の持分比率を低減させるため
2025年 3月28日	四条5号投資事業有限責任組合 無限責任組合員(株)四条代表取締役 田村 信	東京都江東区木場5丁目8番41号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	合同会社いぶき代表社員 竹之下 仁八	大阪府大阪市北区梅田1丁目1番3号	—	500	50,000,000 (100,000) (注4)	IPO時の持分比率を低減させるため
2025年 3月28日	四条6号投資事業有限責任組合 無限責任組合員(株)四条代表取締役 田村 信	東京都江東区木場5丁目8番41号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	ベンチャーラボ・ホールディングス(株)代表取締役 亀岡 亮	大阪府大阪市北区堂島浜1丁目4番16号	—	250	25,000,000 (100,000) (注4)	IPO時の持分比率を低減させるため

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の発行者との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の発行者との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2025年 3月28日	四条6号投資事業有限責任組合 無限責任組合員(株)四条代表取締役 田村 信	東京都江東区木場5丁目8番41号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	小川 武重	神奈川県横浜青葉区	—	200	20,000,000 (100,000) (注4)	IPO時の持分比率を低減させるため

(注) 1. 当社は、TOKYO PRO Marketへの上場を予定しております。株式会社東京証券取引所が定める特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第115条及び同規程施行規則第106条の規定において、当社は上場日から5年間、新規上場申請日の直前事業年度(上場日が属する事業年度の前事業年度をいい、当該上場日が事業年度の初日から定時株主総会の日までの間に当たる場合には、上場日が属する事業年度の前々事業年度をいう。)の末日(2025年12月31日)から起算して2年前(2024年1月1日)から上場日の前日までの期間において、特別利害関係者等が当社の発行する株式若しくは新株予約権の譲受け若しくは譲渡(上場前の募集、売出し、特定投資家向け取得勧誘及び特定投資家向け売付け勧誘等を除き、新株予約権の行使を含む。)を行っている場合には、それらの状況に係る記載内容についての記録を保存することとされております。

2. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。

- (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
- (2) 当社の大株主上位10名
- (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
- (4) 金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的関係会社

3. 移動価格は直近に実施した第三者割当増資時の株価を参考に当事者間で合意の上決定された価格であります。

4. 移動価格はディスカウント・キャッシュ・フロー法を基に算定された価格を参考に当事者間の合意の上決定された価格であります。

5. 2026年7月16日開催の取締役会決議により、2026年8月7日付で普通株式1株につき40株の株式分割を行っておりますが、上記「移動株数」及び「価格(単価)」は、当該株式分割前の「移動株数」及び「価格(単価)」で記載しております。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式（1）	新株予約権①
発行年月日	2024年3月29日	2025年4月1日
種類	普通株式	第14回新株予約権
発行数	200株	普通株式 2,555株
発行価格	100,000円 (注) 3	100,000円 (注) 4
資本組入額	50,000円	50,000円
発行価額の総額	20,000,000円	255,500,000円
資本組入額の総額	10,000,000円	127,750,000円
発行方法	第三者割当	2025年3月25日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	(注) 2

項目	新株予約権②	新株予約権③
発行年月日	2025年4月1日	2025年12月31日
種類	第15回新株予約権	第16回新株予約権
発行数	普通株式 450株	普通株式 210株
発行価格	100,000円 (注) 4	100,000円 (注) 4
資本組入額	50,000円	50,000円
発行価額の総額	45,000,000円	21,000,000円
資本組入額の総額	22,500,000円	10,500,000円
発行方法	2025年3月25日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与に関する決議を行っております。	2025年3月25日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注) 2	(注) 2

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）が定める特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例並びにその期間について以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第115条及び同規程施行規則第107条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前から上場日の前日までの期間において、第三者割当による募集株式の割当てを行っている場合（上場前の募集等による場合を除く。）、第三者割当による新株予約権の割当てを行っている場合（それと同様の効果を有すると認められる自己新株予約権の割当てを含む。）、又は新株予約権の行使による株式の交付を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当て又は交付を受けた者をして、担当J-Adviserに対して、以下の事項について確約させるものとされております。

- ①割当て又は交付を受けた株式及び新株予約権（以下、「割当株式等」という。）について、割当て又は交付を受けた日から上場日以後6か月間を経過する日（割当株式等の割当て又は交付を受けた日以後1年間を経過していない場合には、当該割当て又は交付を受けた日から1年間を経過する日）まで所有すること。
- ②割当株式等又は割当株式等に係る取得株式等の譲渡を行う場合には、あらかじめ新規上場申請者に通知するとともに、事後において新規上場申請者にその内容を報告すること。
- ③その他同取引所が必要と認める事項。
- (2) 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取引の措置をとるものとしております。
- (3) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は、2025年12月31日であります。
2. 同取引所の定める同施行規則第107条第2項第1号の規定に基づき、当社は割当て又は交付を受けた者との間で、割当て又は交付を受けた株式及び新株予約権（以下「割当株式等」という。）を、割当て又は交付を受けた日から上場日以後6か月間を経過する日（割当株式等の割当て又は交付を受けた日以後1年間を経過していない場合には、当該割当て又は交付を受けた日から1年間を経過する日）まで所有する等の確約を行っております。
3. 発行価格はディスカウント・キャッシュ・フロー法を基に算定された価格を参考に当事者間の合意の上決定された価格であります。
4. 発行価格はディスカウント・キャッシュ・フロー法を基に算定された価格であります。
5. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③
行使の払込金額	1株につき100,000円	1株につき100,000円	1株につき100,000円
行使期間	2027年4月2日から 2035年3月30日まで	2027年4月2日から 2035年3月30日まで	2028年1月1日から 2035年12月17日まで
行使の条件	「第二部 企業情報 第5 発行者の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第5 発行者の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第5 発行者の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。

6. 2026年7月16日開催の取締役会決議により、2026年8月7日付で普通株式1株につき40株の株式分割を行っておりますが、「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は、当該株式分割前の内容を記載しております。

2【取得者の概況】

株式 (1)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と発行者との関係
(株)IBIS 代表取締役 康 大君 資本金 10,000千円	東京都千代田区神田東松 下町25番地	美容家電関連事業	200	20,000,000 (100,000)	—

新株予約権①

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と発行者との関係
西山 朋文	千葉県市川市	会社役員	900	90,000,000 (100,000)	特別利害関係者等 (当社取締役)
古賀 宣行	千葉県船橋市	会社役員	250	25,000,000 (100,000)	特別利害関係者等 (当社代表取締役、 大株主上位10名)
鈴木 健	東京都新宿区	会社役員	250	25,000,000 (100,000)	特別利害関係者等 (当社取締役、大株 主上位10名)
千川 量也	和歌山県和歌山市	会社役員	100	10,000,000 (100,000)	特別利害関係者等 (当社取締役)
香山 哲	神奈川県鎌倉市	会社役員	100	10,000,000 (100,000)	特別利害関係者等 (当社取締役)
金子 敏	埼玉県東松山市	会社役員	60	6,000,000 (100,000)	特別利害関係者等 (当社監査役)
従業員 9 名	—	会社員	790	79,000,000 (100,000)	当社従業員
子会社従業員 1 名 (注)	—	会社員	65	6,500,000 (100,000)	当社子会社従業員

(注) 子会社の吸収合併により2026年1月1日付で当社従業員となっております。なお、退職等の理由により権利を喪失したものについては含めておりません。

新株予約権②

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と発行者との関係
株式会社ラルク 代表取締役 鈴木 博司 資本金 10,000千円	東京都中央区日本橋兜町 1 番10号	経営コンサル ティング	450	45,000,000 (100,000)	—

新株予約権③

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と発行者との関係
従業員 4 名 (注) 1	—	会社員	170	17,000,000 (100,000)	当社従業員
子会社従業員 1 名 (注) 2	—	会社員	20	2,000,000 (100,000)	当社子会社従業員

(注) 1. 退職等の理由により権利を喪失したものについては含めておりません。

2. 子会社の吸収合併により2026年1月1日付で当社従業員となっております。

3【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
古賀 宣行 ※1、2	千葉県船橋市	204,600 (40,000)	11.63 (2.27)
鈴木 健 ※1、3	東京都大田区	185,800 (40,000)	10.56 (2.27)
四条4号投資事業有限責任組合 ※1	東京都江東区木場5丁目8番41号	142,000	8.07
カルチュア・コンビニエンス・クラブ(株) ※1	大阪府枚方市岡東町12番2号	140,000	7.96
RUIJING FINANCIAL MANAGEMENT PTE.LTD. ※1	18 BOON LAY WAY #05-98 TRADEHUB 21 SINGAPORE	120,000	6.82
ASEAN China Investment III L.P., ※1	P.O.Box 10008, Willow House, Cricket Square, Grand Cayman, KY1-1001, Cayman Islands	94,000	5.34
(株)フェローテック ※1	東京都中央区日本橋2丁目3番4号	80,000	4.55
CBC(株) ※1	東京都中央区月島2丁目15番13号	80,000	4.55
四条5号投資事業有限責任組合 ※1	東京都江東区木場5丁目8番41号	75,000	4.26
加賀電子(株) ※1	東京都千代田区神田松永町20番地	72,000	4.09
(株)こどもの森	東京都国分寺市光町2丁目5番1号	60,000	3.41
和田 洋	東京都千代田区	51,280	2.92
山尾 裕一	6F, Comweb Plaza, 12Cheung Yue Street, Cheung Sha Wan, Kowloon, Hong Kong	40,000	2.27
A-1合同会社	東京都大田区南六郷2丁目39番3号	40,000	2.27
西山 朋文 ※3	千葉県市川市	40,000 (40,000)	2.27 (2.27)
加藤 恵一	石川県能美市	31,720	1.80
BGベンチャーファンド第1号投資事業組合	東京都世田谷区桜新町1丁目34番25号	27,120	1.54
(株)フジメカニク	埼玉県戸田市美女木東2丁目4番1号	20,000	1.14
合同会社いぶき	大阪府大阪市北区梅田1丁目1番3号	20,000	1.14
小川 武重	神奈川県横浜市青葉区	20,000	1.14
四条6号投資事業有限責任組合	東京都江東区木場5丁目8番41号	20,000	1.14
ベンチャーラボ・ホールディングス(株)	大阪府大阪市北区堂島浜1丁目4番16号	20,000	1.14
(株)ラルク	東京都中央区日本橋兜町1番10号	18,000 (18,000)	1.02 (1.02)
喜内 一彰 ※5	神奈川県川崎市中原区	15,200 (12,000)	0.86 (0.68)
ベンチャー・インベストメント(株)	大阪府大阪市北区堂島浜1丁目4番16号	12,000	0.68

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
萩原 義行 ※5	東京都江東区	12,000 (12,000)	0.68 (0.68)
金子 敏 ※4	埼玉県東松山市	11,000 (3,000)	0.63 (0.17)
(株)IBIS	東京都千代田区神田東松下町25番地	8,000	0.45
石川 尋	東京都武蔵野市	8,000	0.45
林 能昌	兵庫県三田市	7,520	0.43
林 敦子	兵庫県三田市	7,480	0.42
岡野 克己	埼玉県さいたま市北区	6,000	0.34
小熊 辰之介 ※5	新潟県長岡市	4,600 (3,000)	0.26 (0.17)
巾村 敦史 ※5	埼玉県志木市	4,200 (3,000)	0.24 (0.17)
林 直央	愛知県名古屋市中村区	4,000	0.23
林 侑生	茨城県つくば市	4,000	0.23
千川 量也 ※3	和歌山県和歌山市	4,000 (4,000)	0.23 (0.23)
香山 哲 ※3	神奈川県鎌倉市	4,000 (4,000)	0.23 (0.23)
吉田 健 ※5	千葉県浦安市	3,800 (3,000)	0.22 (0.17)
椿 勲 ※4	神奈川県横浜市戸塚区	3,000 (3,000)	0.17 (0.17)
中町 昭人 ※4	千葉県浦安市	3,000 (3,000)	0.17 (0.17)
金崎 泰真 ※5	東京都杉並区	3,000 (3,000)	0.17 (0.17)
大森 恵子 ※5	東京都練馬区	3,000 (3,000)	0.17 (0.17)
松武 芳弘	東京都世田谷区	2,400	0.14
佐々木 基晴	神奈川県厚木市	2,000	0.11
山田 榮一	東京都世田谷区	2,000	0.11
秋本 一哉 ※5	埼玉県越谷市	2,000 (2,000)	0.11 (0.11)
嶋田 正之 ※5	神奈川県横浜市緑区	2,000 (2,000)	0.11 (0.11)
CHEUNG Ling Ling ※6	Tseung Kwan O, Hong Kong.	2,000 (2,000)	0.11 (0.11)
矢浦 佳那子 ※5	東京都品川区	2,000 (2,000)	0.11 (0.11)

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
梶谷 朋紀 ※5	埼玉県川口市	2,000 (2,000)	0.11 (0.11)
唐 怡鳴 ※5	東京都葛飾区	2,000 (2,000)	0.11 (0.11)
渡部 綾 ※5	埼玉県さいたま市北区	2,000 (2,000)	0.11 (0.11)
黒巢 剛史 ※5	東京都葛飾区	2,000 (2,000)	0.11 (0.11)
栗田 加奈絵 ※5	埼玉県川口市	2,000 (2,000)	0.11 (0.11)
西島 麻美 ※5	東京都江戸川区	800 (800)	0.05 (0.05)
徳永 絵美 ※5	東京都大田区	800 (800)	0.05 (0.05)
山本 香織 ※5	東京都板橋区	800 (800)	0.05 (0.05)
吉村 綾花 ※5	東京都杉並区	800 (800)	0.05 (0.05)
志賀 智佐代	神奈川県横浜市旭区	600	0.03
竹内 千春	東京都江戸川区	400	0.02
安田 正彦	埼玉県入間市	400	0.02
村山 千穂	東京都板橋区	400	0.02
計	—	1,758,720 (215,200)	100.00 (12.24)

（注） 1. 「氏名又は名称」欄の※の番号は、次のとおり株主の属性を示します。

- ※1 特別利害関係者等（大株主上位10名）
- ※2 特別利害関係者等（当社代表取締役社長）
- ※3 特別利害関係者等（当社取締役）
- ※4 特別利害関係者等（当社監査役）
- ※5 当社従業員
- ※6 当社子会社従業員

2. （ ）内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

3. 株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

第五部【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026 年 8 月 14 日

株式会社カドー

取締役会 御中

誠栄有限責任監査法人

東京都千代田区

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

木下 幹雄

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

船野 智輝

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 110 条第 5 項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社カドーの 2025 年 1 月 1 日から 2025 年 12 月 31 日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社カドー及び連結子会社の 2025 年 12 月 31 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

会社の 2024 年 12 月 31 日をもって終了した前連結会計年度の連結財務諸表は監査されていない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、特定証券情報に含まれる情報のうち、連結財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切

であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026 年 8 月 14 日

株式会社カドー

取締役会 御中

誠栄有限責任監査法人

東京都千代田区

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

木下 幹雄

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

船野 智輝

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 110 条第 5 項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社カドーの 2026 年 1 月 1 日から 2026 年 12 月 31 日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2026 年 1 月 1 日から 2026 年 6 月 30 日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社カドー及び連結子会社の 2026 年 6 月 30 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表におい

て、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上